

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

(改正 令和 4 年 7 月 21 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないとして協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練室長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練室長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練室長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練室長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練室長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川県労働局労働基準部監督課長 神奈川県労働局職業安定部訓練室長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練室長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練室長	東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部社会・人材政策課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部生活安全捜査課長 長野県警察本部生活環境課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部産業人材育成課長 千葉県商工労働部産業人材課長	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練室長							東京都産業労働局雇用就業部能力 開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人 材課長 新潟県産業労働部雇用能力開発課 長 山梨県産業労働部産業人材育成課 長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和4年6月
厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約173万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。【 】は関東地区

①就労目的で在留が認められる者 約39.5万人【約24.4万人】

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約58.0万人【約30.2万人】

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約35.2万人【約10.6万人】

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約6.6万人【約3.8万人】

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.5万人【約21.1万人】

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（令和3年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (構成比)	①専門的・ 技術的分野 (構成比)	②身分に基づく 在留資格 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④特定活動 (構成比)	⑤資格外活動 (構成比)	⑥不明
茨城	43,340 (2.5)	7,342 (1.7)	15,572 (2.7)	14,351 (4.1)	2,174 (3.3)	3,901 (1.2)	0
栃木	29,236 (1.7)	4,606 (1.2)	13,288 (2.3)	7,227 (2.1)	1,830 (2.8)	2,285 (0.7)	0
群馬	46,449 (2.7)	5,658 (1.4)	20,634 (3.6)	9,416 (2.7)	3,028 (4.6)	7,713 (2.3)	0
埼玉	86,780 (5.0)	14,507 (3.7)	33,362 (5.7)	15,404 (4.4)	4,063 (6.2)	19,444 (5.8)	0
千葉	68,155 (3.9)	12,666 (3.2)	22,853 (3.9)	13,952 (4.0)	3,365 (5.1)	15,317 (4.6)	2
東京	485,382 (28.1)	167,598 (42.5)	134,987 (23.3)	21,032 (6.0)	18,082 (27.4)	143,666 (42.9)	17
神奈川	100,592 (5.8)	25,616 (6.5)	43,310 (7.5)	12,900 (3.7)	3,571 (5.4)	15,190 (4.5)	5
新潟	10,262 (0.6)	1,711 (0.4)	2,929 (0.5)	3,778 (1.1)	324 (0.5)	1,520 (0.5)	0
山梨	9,208 (0.5)	1,550 (0.4)	4,816 (0.8)	1,880 (0.5)	175 (0.3)	787 (0.2)	0
長野	20,714 (1.2)	2,852 (0.7)	9,994 (1.7)	5,679 (1.6)	1,161 (1.8)	1,028 (0.3)	0
関東計	900,118 (52.1)	244,106 (61.9)	301,745 (52.0)	105,619 (30.0)	37,773 (57.3)	210,851 (63.0)	24
全国	1,727,221 (100.0)	394,509 (100.0)	580,328 (100.0)	351,788 (100.0)	65,928 (100.0)	334,603 (100.0)	65

※外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)による。

技能実習 対前年増減状況

	全国	関東計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
令和3年10月末現在	351,788	105,619	14,351	7,227	9,416	15,404	13,952	21,032	12,900	3,778	1,880	5,679
前年同期比(%)	▲12.6	▲10.7	▲6.1	▲13.0	▲8.0	▲15.7	▲11.4	▲8.1	▲8.2	▲13.3	▲5.6	▲19.8
令和2年10月末現在	402,356	118,220	15,290	8,303	10,234	18,272	15,750	22,897	14,046	4,357	1,991	7,080
前年同期比(%)	4.8	6.0	6.5	2.1	0.9	7.0	6.8	11.3	11.1	2.0	0.8	▲7.3
令和元年10月末現在	383,978	111,551	14,351	8,133	10,145	17,072	14,744	20,578	12,642	4,272	1,975	7,639

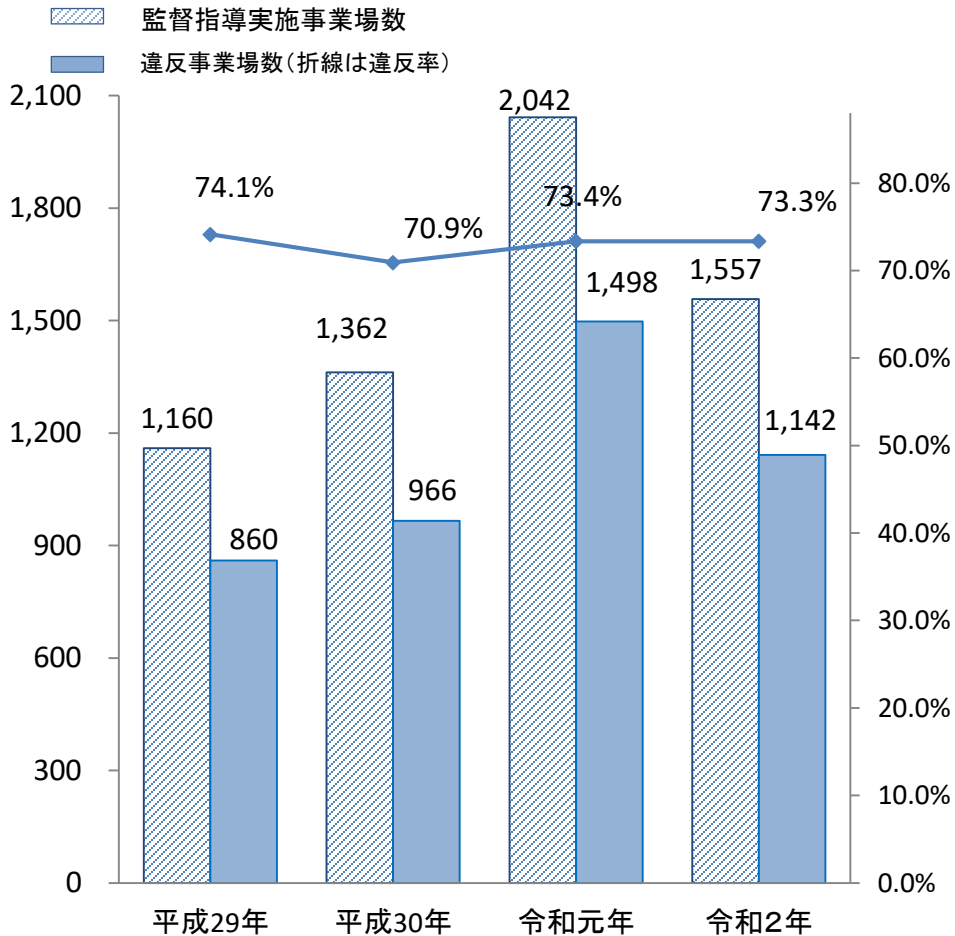
※外国人雇用状況の届出状況による。

2.外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和2年)

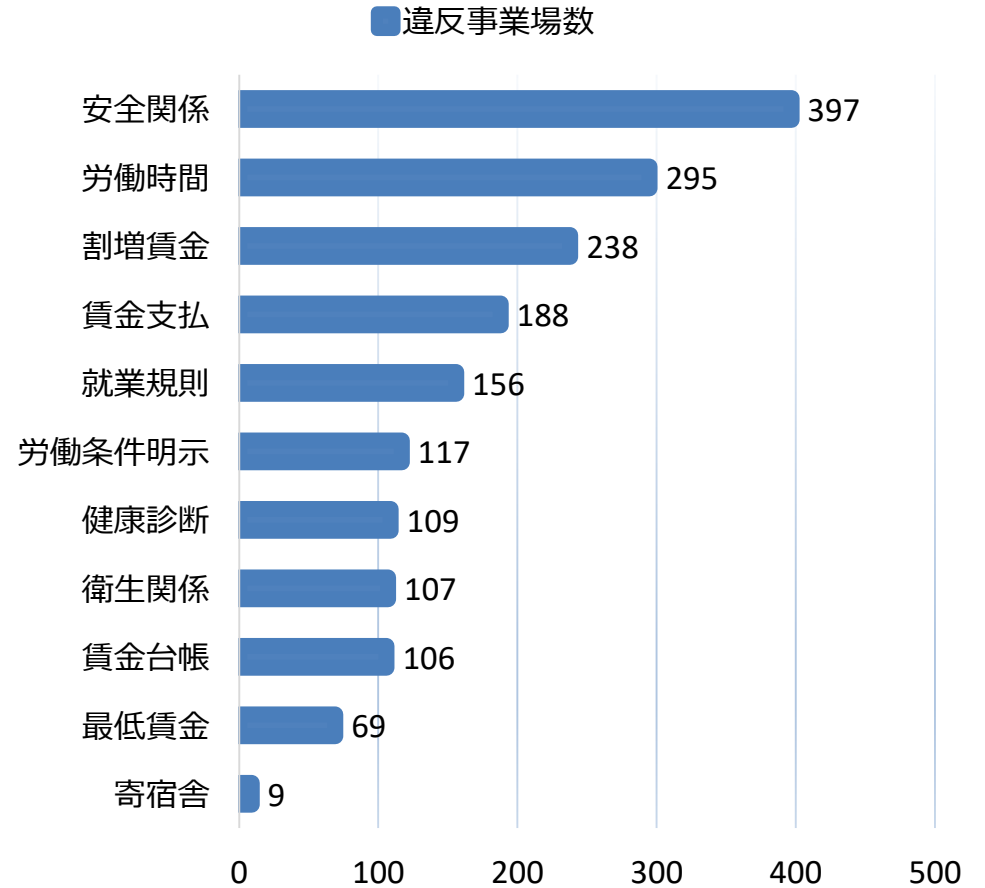
1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,557件の監督指導を実施し、その73.3%に当たる1,142件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全関係（25.5%）、②労働時間（18.9%）、③割増賃金（15.3%）の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

災害を契機に監督指導を実施し、車両系建設機械との接触防止等について指導

概要

- 土木工事を行う工事現場において、現場作業に従事していた技能実習生が、横転したドラグショベル（車両系建設機械）のアームに接触し負傷する労働災害が発生したため、立入調査を実施した。
- 調査の結果、ドラグショベルについて接触防止措置が講じられておらず、作業計画が定められていなかったほか、用途外使用も認められた。

指導内容

- 1 車両系建設機械で作業を行うときは、当該機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないための措置を講じなければならないこと、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならないことを是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第158条（接触の防止）
労働安全衛生規則第155条（作業計画）

- 2 ドラグショベルを使用して荷のつり上げを行っていたことについて、車両系建設機械を当該機械の主たる用途以外の用途に使用してはならないことを是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生法第164条（主たる用途以外の使用の制限）

指導結果

- 上記各法違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成29年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	143	114	114	108	137	172	98	76	36	162	1160	
違反事業 場数	105	83	83	72	120	133	66	58	29	111	860	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	6	13	17	12	32	12	6	9	9	136
	同法第24条 (賃金の支払)	25	30	10	8	8	26	11	9	4	9	140
	同法第32,40条 (労働時間)	29	25	33	50	47	48	28	17	8	41	326
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	17	18	28	53	12	11	8	16	201
	同法第89条 (就業規則)	6	9	15	15	10	31	11	5	2	15	119
	同法第108条 (賃金台帳)	22	3	6	8	11	44	8	9	6	10	127
	同法第96条 (寄宿舎関係)	3	2	3	0	2	6	0	0	0	2	18
	労働安全衛生法 (第20～25条)	27	33	34	13	61	6	18	21	12	43	268
	安全関係	18	20	23	9	47	4	12	11	8	28	180
	衛生関係	9	13	11	4	14	2	6	10	4	15	88
	最低賃金法第4条	2	2	1	3	5	6	1	2	1	7	30
	健康診断	19	9	13	7	11	9	4	6	7	10	95

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362	
違反事業 場数	103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	9	94
	同法第24条 (賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	12	98
	同法第32,40条 (労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	45	361
	同法第37条 (割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	9	22	200
	同法第89条 (就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	9	120
	同法第108条 (賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	8	90
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	0	20
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	43	404
	安全関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	28	300
	衛生関係	16	11	18	6	13	4	9	8	4	15	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	2	13
	健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	8	76

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	244	160	214	270	324	259	212	94	65	200	2042	
違反事業場数	174	112	136	211	253	205	161	71	49	126	1498	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	7	26	37	39	23	23	4	6	16	201
	同法第24条 (賃金の支払)	33	14	21	69	42	52	35	11	11	11	299
	同法第32,40条 (労働時間)	50	34	46	72	75	62	58	15	27	30	469
	同法第37条 (割増賃金)	34	20	35	71	53	63	45	13	22	27	383
	同法第89条 (就業規則)	17	12	23	33	34	38	30	9	7	23	226
	同法第108条 (賃金台帳)	46	18	22	98	75	71	32	6	10	17	395
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	2	9	0	0	0	9	1	0	22
	労働安全衛生法 (第20～25条)	58	41	43	35	82	61	44	31	19	70	484
	安全関係	36	28	23	24	67	51	35	23	14	53	354
	衛生関係	22	13	20	11	15	10	9	8	5	17	130
	最低賃金法第4条	13	8	12	29	26	20	18	4	1	6	137
健康診断	21	13	18	17	11	42	19	2	6	11	160	

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

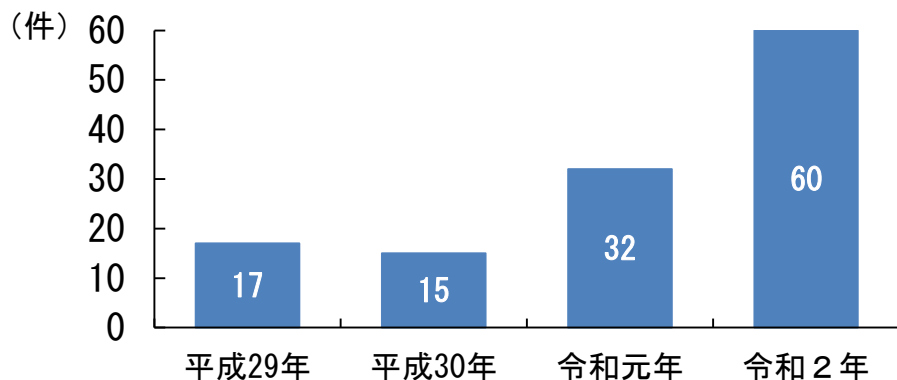
(関東地区)

(令和2年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	140	110	182	192	210	169	150	112	56	236	1557	
違反事業場数	111	74	126	150	154	138	110	83	39	157	1142	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	10	3	19	25	14	13	10	7	4	12	117
	同法第24条 (賃金の支払)	9	3	26	32	22	30	13	12	7	34	188
	同法第32,40条 (労働時間)	30	20	27	49	45	34	35	18	13	24	295
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	14	43	27	43	25	13	4	31	238
	同法第89条 (就業規則)	15	7	16	25	20	19	21	13	7	13	156
	同法第108条 (賃金台帳)	9	4	12	21	18	21	8	3	4	6	106
	同法第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	1	0	1	0	4	0	2	9
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	35	57	66	73	38	49	41	19	72	504
	安全関係	43	28	40	49	61	37	43	31	15	50	397
	衛生関係	11	7	17	17	12	1	6	10	4	22	107
	最低賃金法第4条	2	1	11	17	15	9	6	1	1	6	69
健康診断	11	11	9	15	16	11	10	6	1	19	109	

2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は60件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(53件)、②解雇手続の不備(5件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(3件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているの
で、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条)

53

最低賃金額未満
(最低賃金法第4条)

5

解雇手続の不備
(労働基準法第20条)

3

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

退職前2か月分の賃金が支払われないとの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 技能実習生から、退職前2か月分の賃金が支払われず事業場に請求したが、帰国後送り出し機関が払うとの回答のみで支払いがないとの申告がなされた。
- 事業場に事情を確認したところ、空港で帰国用の飛行機のチケットを渡し、帰国を見届ける際に賃金を支払うつもりであったが本人が空港に現れなかった、との申立があり、賃金の未払が認められた。

指導内容

- 所定支払日にその全額を支払うことについて是正勧告した。

違反条文

労働基準法第24条(賃金の支払)

指導結果

- 技能実習生に対して、不払となっていた賃金が手渡しで支払われた。

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成29年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	0
栃 木	2	2	0	0
群 馬	2	0	0	0
埼 玉	4	3	1	0
千 葉	0	0	0	0
東 京	3	2	0	0
神 奈 川	1	1	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	17	12	3	0

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(平成30年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

(令和元年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨城	5	4	2	1
栃木	3	2	1	0
群馬	10	10	0	3
埼玉	3	3	0	1
千葉	6	6	1	0
東京	2	2	0	0
神奈川	3	2	1	0
新潟	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0
長野	0	0	0	0
合計	32	29	5	5

技能実習生からの申告受理状況

(関東地区)

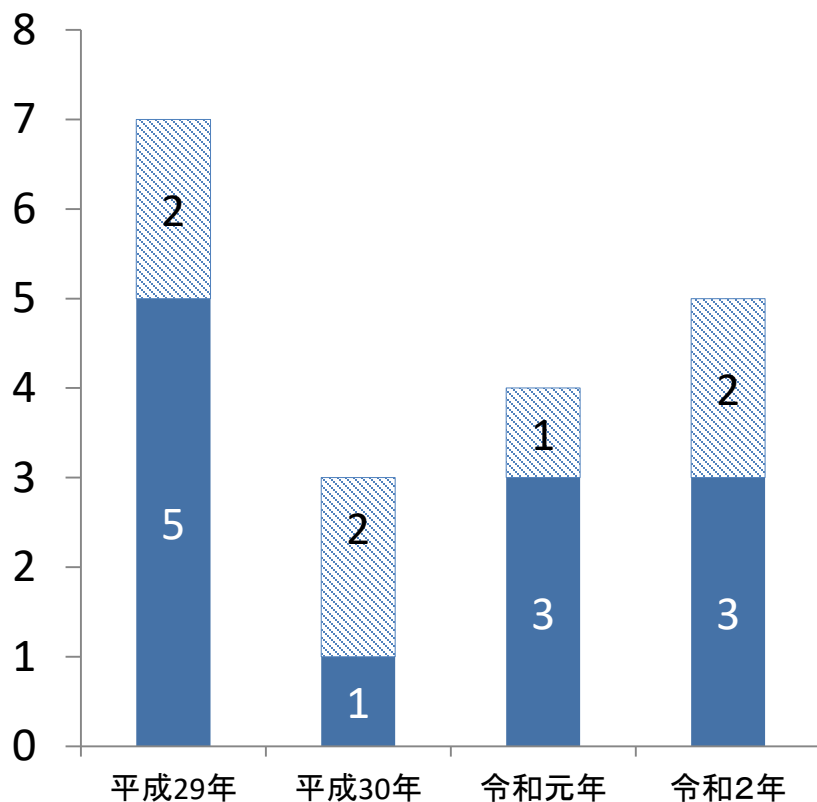
(令和2年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨城	6	6	0	0
栃木	3	3	0	0
群馬	11	11	0	0
埼玉	12	11	1	1
千葉	11	11	0	0
東京	9	6	3	1
神奈川	3	3	1	1
新潟	0	0	0	0
山梨	1	0	0	0
長野	4	2	0	0
合計	60	53	5	3

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は5件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ▨ 労働安全衛生法違反



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

違法な時間外労働・休日労働を行わせたほか、監督官の臨検時に労務書類を隠匿した疑いで送検

捜査経過等

- 技能実習生にタイムカードを2枚使用させ、不正な時間外労働を行わせているとの情報があり、調査したところ、技能実習生にタイムカードを2枚使用させ、数か月前に実施した監督においてそのうち1枚を隠匿していた事実を確認した。
- 捜査の結果、有効な36協定がないにもかかわらず時間外労働・休日労働を行わせ、その時間外・休日労働の一部を隠蔽していたことが明らかとなった。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び工場長について適法な36協定がないにもかかわらず、時間外・休日労働を行わせたこと。監督官に対し虚偽の陳述をしたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）
労働基準法第35条（休日）
労働基準法第120条第4号（虚偽の陳述）

技能実習生に係る送検件数(平成29年～令和2年)

局	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨城	0	0	1	0	0	0	1	1
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	1	0	0	0	0	0	0
埼玉	2	0	0	0	0	0	1	0
千葉	0	0	0	1	0	1	1	0
東京	1	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	1	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	2	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	1	3	0	0	1
合計	5	2	1	2	3	1	3	2

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

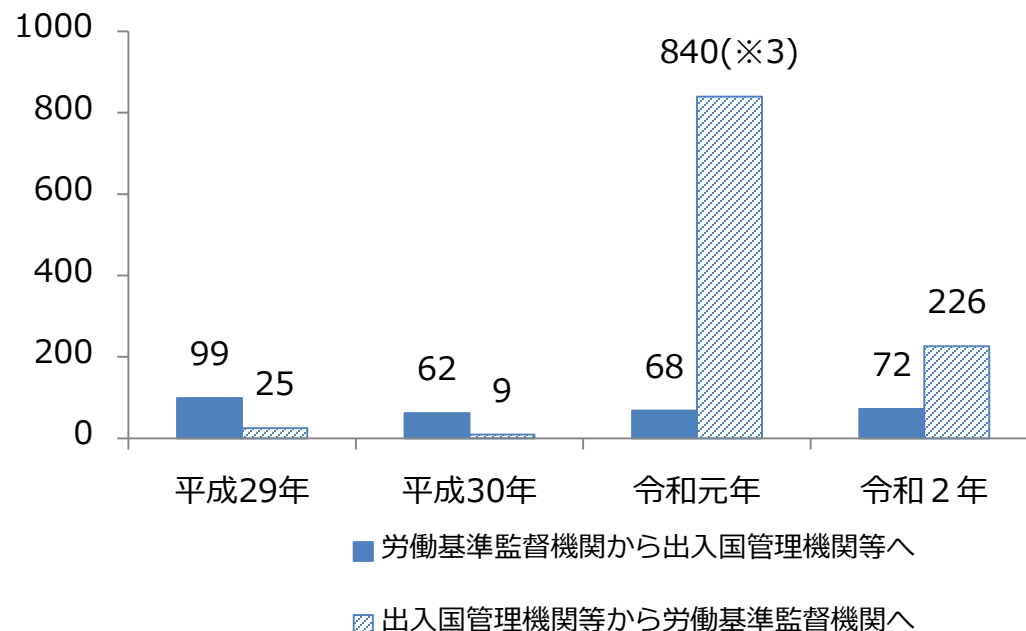
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は72件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は226件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(平成29年～令和2年)

(関東地区)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
茨 城	14	13	7	11
	14	0	139	11
栃 木	5	1	2	3
	0	0	47	8
群 馬	8	9	1	1
	0	5	54	7
埼 玉	8	4	6	10
	4	1	147	17
千 葉	17	12	13	18
	1	1	179	15
東 京	35	12	24	19
	0	2	110	18
神奈川	3	3	4	3
	5	0	70	20
新 潟	3	4	2	2
	1	0	19	35
山 梨	1	2	1	3
	0	0	17	1
長 野	5	2	8	2
	0	0	58	94
合 計	99	62	68	72
	25	9	840	226

3. 労働局の取組



外国人労働者相談コーナー 一部移転のお知らせ

東京労働局（千代田区九段南）で受け付けている外国語による労働条件などの相談コーナーを、令和4年4月1日より外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）に移転します。（新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の相談コーナーは変更ありません。）



東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F
外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）内

相談内容 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等
窓口相談に来られる際は、事前に予約願います。

対応言語・開設日

英語	月	火	水	木	金
中国語	月	火	水	木	金
タガログ語	月	火	水		金
ベトナム語		火		木	金
ネパール語		火	水	木	
モンゴル語					金
カンボジア語 (クメール語)				水	

☎03-5361-8728
(令和4年4月1日～)

相談時間
9:30-16:30(12:00-13:00除く)

アクセス
JR中央線／総武線 四ツ谷駅 徒歩1分
東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩1分
東京メトロ南北線 四ツ谷駅 徒歩3分

新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の対応言語・開設日は裏面をご覧ください。

厚生労働省においても「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」で労働条件に関する問題について法令の説明や関係機関の紹介等を行います。詳細はこちら↓↓↓



新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の外国人労働者相談コーナーのご案内

相談内容 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間 9:30-16:30(12:00-13:00除く)

窓口相談に来られる際は、事前に予約願います。

新宿労働基準監督署

令和4年4月1日以降も変更ありません。

英語	月	火			
中国語		火		木	金
ミャンマー語	月				
韓国語				木	金
タイ語			水		
インドネシア語			水		

〒169-0073
新宿区百人町4-4-1
新宿労働総合庁舎4F

☎03-5338-5582

アクセス
JR線 高田馬場駅戸山口下車 徒歩5分
西武線 高田馬場駅戸山口下車 徒歩7分
東西線 高田馬場駅 徒歩10分

品川労働基準監督署

令和4年4月1日以降も変更ありません。

中国語		水		金
タガログ語	月			木

〒141-0021
品川区上大崎3-13-26

☎03-3440-7556

アクセス
JR線 目黒駅又は五反田駅 徒歩7分

※東京労働局（千代田区九段南）の外国人労働者相談コーナーは、令和4年3月31日までは以下のとおり運営しています。
(令和4年4月1日以降は、表面の外国人在留支援センター（FRESC）に移転します。)

相談時間：9:30-16:30(12:00-13:00除く)

英語	月・水・木・金	ネパール語	火・水・木
中国語	月・火・木	モンゴル語	金
タガログ語	月・火・水・金	カンボジア語 (クメール語)	水
ベトナム語	火・木・金		

〒102-8306
千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎13F

☎03-3816-2135

アクセス
東西線／半蔵門線／都営新宿線 九段下駅 徒歩5分



ご相談ください!

厚生労働省
東京労働局
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します!

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください!

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

■外国人労働者の労務管理全般に関すること

- 外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの?
- 今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

■労働基準法等に関すること

- 外国人にも労働基準法は適用されるの?
- 労働条件に日本人と差をつけても良い?
- 外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい!

■外国人雇用特有の問題に関すること

- 就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの?
- 外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- 他社の好事例を紹介してほしい。

■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- 働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- 助成金の御案内



訪問支援の対象となるのは、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等です。

対象となるが御不明な場合には外国人特別相談・支援室にお問合せください。

◆TEL 0570-011000 (FRES ナビダイヤル※)

※ダイヤル後、日本語「1」→機関番号「2」→労働相談「1」を選択

訪問支援を希望される場合は、メールまたはFAXでお申し込みください。

◆MAIL gaikoku-shien@mhlw.go.jp

◆FAX 03-3358-6562

※FAXでお申し込みの場合は、裏面の申込書をご利用ください。メールでお申込みの場合は、申込書の内容をメール本文にご記載ください。

申込先 外国人特別相談・支援室 行

FAX 03-3358-6562

(電話 0570-011000 機関の番号2の1)

外国人労働者の労務管理等に関する訪問支援 利用申込書

事業場名	御担当者氏名 ()		
所在地	電話 ()	FAX ()	
事業の種類 (業務内容)	外国人労働者数 (パート等含)	人	
	外国人労働者の 在留資格※ ※分かる範囲で ご記入ください		
訪問希望日を御記入ください。			
第一希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも)			
第二希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも)			
第三希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも)			
説明を受けたい・相談したい内容			
[]			

※必要事項をご記入の上、お申し込みください。郵送でもお申し込み可能です。

※訪問希望日は、業務の都合により御希望に沿えない場合がございます。

その場合は、改めてお電話等で日程調整させていただきますことを御了承ください。

外国人特別相談・支援室 ◆所在地 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

外国人在留支援センター (FRES/フレスク) 内

FRESC / フレस्क 安全衛生班



- ✓ 外国人労働者の労働災害(労災)が増加しています ← 休業4日以上^の死傷者数がこの10年で**3.7倍**
 - ✓ 労災を発生させると 企業は責任を追及され、信用低下につながり、外国人雇用ができなくなる場合があります
 - ✓ 言葉の壁や文化の違いに配慮した安全衛生管理がポイントです
- 令和2年 4,682人
平成22年 1,265人
データ出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

たとえば…



外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人労働者支援センター内に開設しています。安全衛生班では、外国人労働者や雇用する事業者のみならずの安全衛生管理に関する疑問や困りごとにお応えします。

外国人労働者や雇用する事業者のみならずの
疑問や困りごとの解決に向けた助言が得られます

- 健康診断は?
- 電話相談 おすすめ!
- 窓口相談
- メール相談
- オンライン相談
- 訪問相談
- 費用 無料
- 全国どこでも

詳しくはホームページをご覧ください <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人労働者支援センター
Foreign Residents Support Center
FRESC / フレस्क
安全衛生班

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号
四谷タワー 13階
東京労働局 外国人特別相談・支援室内
TEL 0120-816703

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

外国人労働者支援センター (FRESC) 安全衛生班

外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人労働者支援センター内に開設しています。安全衛生班では、外国人労働者や雇用する事業者のみならずの安全衛生管理に関する疑問や困りごとにお応えします。

外国人労働者の労働災害防止・健康確保対策のポイントの一例

- ✓ 外国語対応可能な教習機関を把握しておく
- ✓ 安全衛生教育が理解できるよう配慮する
- ✓ 「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとる
- ✓ 外国人労働者を安全衛生活動 (KYT、5S等) に参加させる
- ✓ 安全衛生教育に母国語教材を使用する
- ✓ 理解できる安全標識を使用する
- ✓ 健康診断を確実に行う
- ✓ 母国語で受診できる医療機関を把握しておく



こちらもご参考に: 「外国人労働者安全衛生管理の手引き」
https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub_menu05



お気軽にご相談ください!

「(上記ポイントを)もう少し具体的に知りたい」
「些細なことだけど気になっていること」等 ご遠慮なくご相談ください。
「安全衛生班」の労働安全衛生の専門家がお応えします!

- 相談対応日時: 平日 午前9時~午後5時
土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く
- 電話相談: 0120-816703
- 窓口相談: 〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー 13階
外国人労働者支援センター (FRESC/フレस्क)
東京労働局 外国人特別相談・支援室内
- メール・オンライン・訪問相談: ●メールでの相談 ●オンラインでの相談 ●事業場への訪問



JR・東京メトロ「四ツ谷」駅徒歩1~3分

通訳者(英語または中国語)を配置しています。対応日は電話でご確認ください。

詳しくはホームページをご覧ください
<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



●メール相談申込フォーム ●オンライン相談申込フォーム ●訪問支援申込フォームからお申し込みください

厚生労働省委託事業 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 (東基連)



外国人技能実習制度の現状

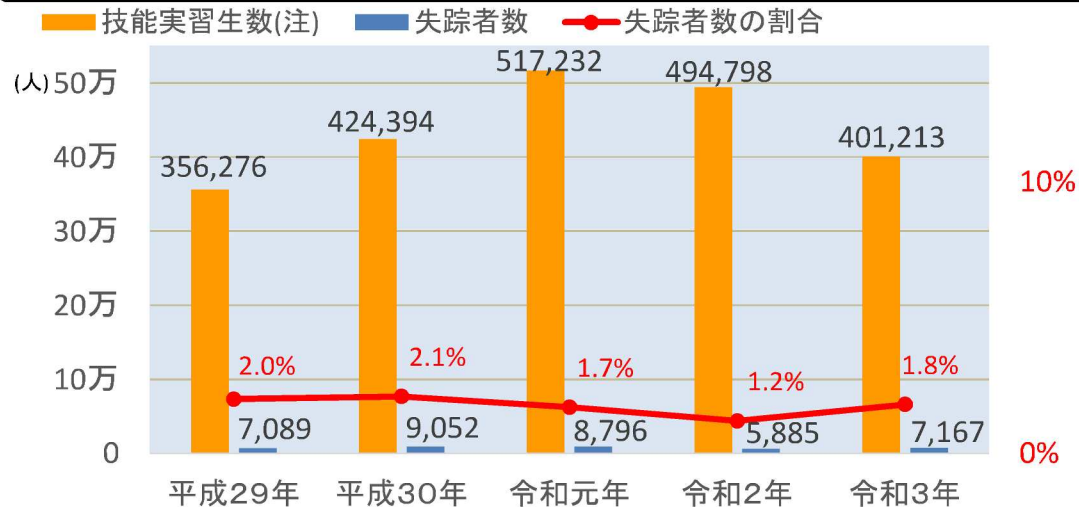
令和4年6月

東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 母国語相談体制の充実
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和3年)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167
ベ ト ナ ム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208
タ イ	64	50	34	37	95	82	61	62	74
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1
ラ オ ス	-	-	-	-	-	14	16	3	8
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16

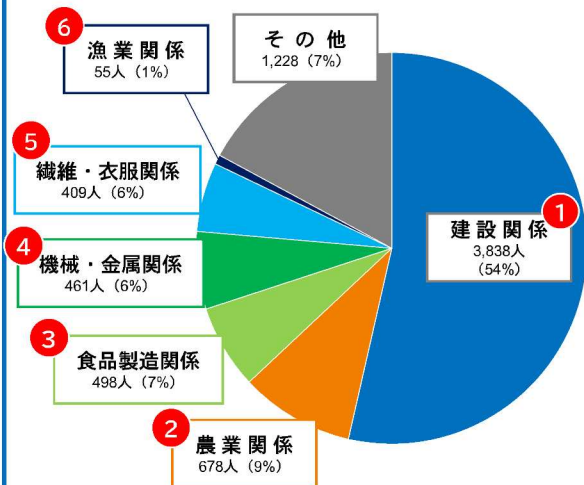
(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「バングラデシュ」及び「ラオス」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「バングラデシュ」及び「ラオス」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

技能実習生の失踪者数に関する各種統計

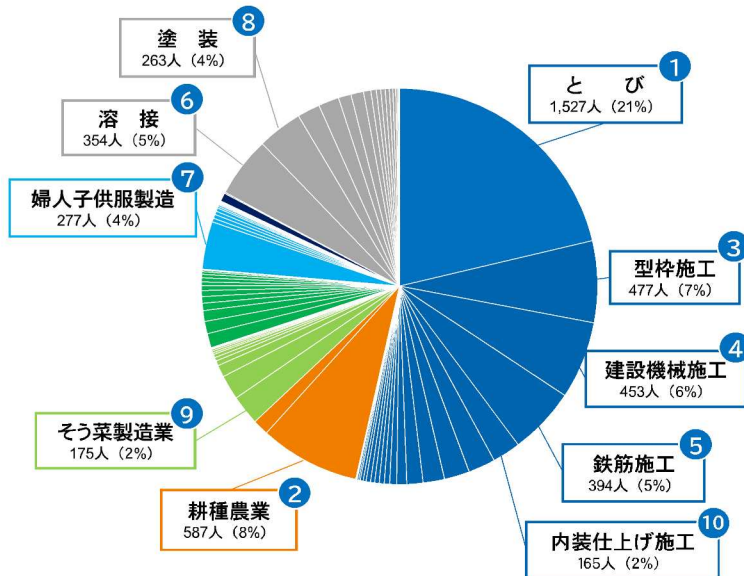
技能実習生失踪者数（7,167人）の内訳（令和3年）

業種別



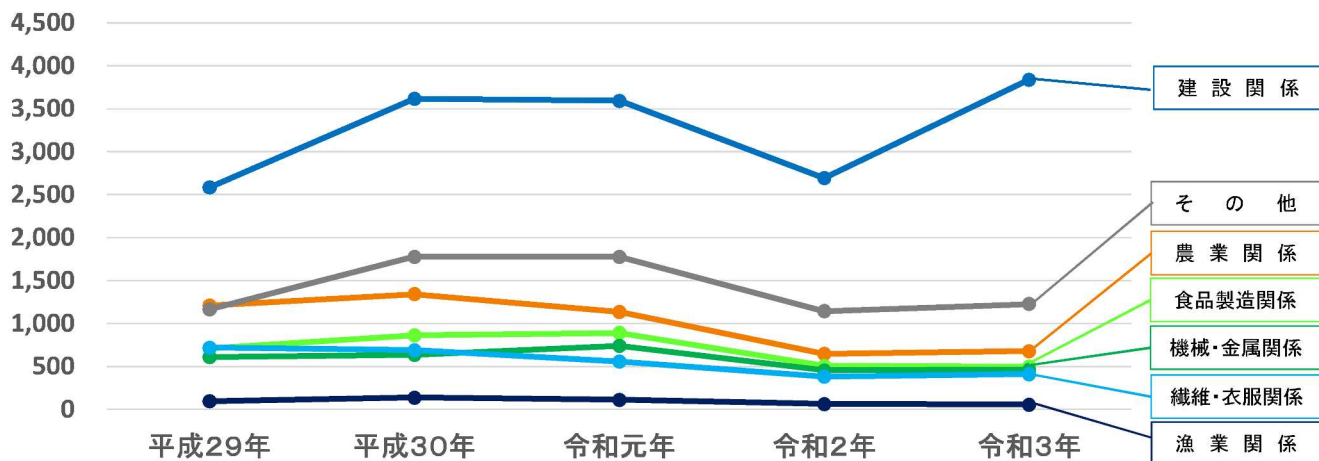
(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別



(注) 上位10職種について記載。

業種別・技能実習生失踪者数の推移（平成29年～令和3年）



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
建設関係	2,582	3,615	3,592	2,693	3,838
農業関係	1,207	1,342	1,132	645	678
食品製造関係	711	861	890	507	498
機械・金属関係	609	634	741	454	461
繊維・衣服関係	718	689	556	381	409
漁業関係	95	136	112	62	55
その他	1,167	1,775	1,773	1,143	1,228

(注) 上図の「その他」には、非移行対象職種が含まれる。

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農業	587	
	2	畜産農業	91	
		小計	678	
漁業関係	3	漁船漁業	5	
	4	養殖漁業	50	
		小計	55	
建設関係	5	さく井	10	
	6	建築板金	60	
	7	冷凍空気調和機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	型枠筋施工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	とび	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	夕方張り	32	
	15	かわらぶき	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	絶縁緑施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	149	
	22	コンクリート圧送施工	40	
	23	ウエルポイント施工	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	453	
	26	築炉	9	
			小計	3,838
	食品製造関係	27	缶詰巻加工	9
		28	食鳥処理工業	29
		29	加熱性水産加工食品製造業	70
30		非加熱性水産加工食品製造業	144	
31		水産練り製品製造業	11	
32		牛豚食肉処理工業	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	11	
34		パン製造業	21	
35		そう菜製造業	175	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造業	6		
		小計	498	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	
	39	織布運転	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造業	11	
	42	たて編ニット生地製造業	3	
	43	婦人子供服製造業	277	
	44	紳士服類製造業	19	
	45	下着製造業	6	
	46	寝具製作	7	
	47	カーベット製品製造業	0	
	48	帆布製品製造業	20	
	49	布はく縫製業	5	
	50	座席シート縫製業	23	
		小計	409	
機械・金属関係	51	鋳造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鉄工	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電子機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造業	3	
		小計	461	
その他	66	家具製作	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工業包装	132	
	74	紙器・段ボール箱製造業	26	
	75	磁器工業製品製造業	5	
	76	自動車整備	43	
	77	ビルクリーニング	74	
	78	介護	23	
	79	ネットサブライメイ	16	
	80	コンクリート製品製造業	9	
	81	宿泊	0	
	82	RF製品製造業	0	
	83	鉄道施設保守整備	0	
	84	ゴム製品製造業	0	
		小計	1,156	
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
		合計	7,167	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	544	
	2	畜産農	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁船漁	8	
	4	養殖	54	
		小計	62	
建設関係	5	さく井	5	
	6	建築板金	44	
	7	冷凍空気調和機器施工	17	
	8	建築器具製作	3	
	9	建築大工	126	
	10	型枠施工	312	
	11	鉄筋施工	313	
	12	とび	979	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	26	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	82	
	17	配管	110	
	18	熱絶縁施工	11	
	19	内装仕上げ施工	131	
	20	サッシ施工	13	
	21	防水施工	106	
	22	コンクリート圧送施工	34	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	14	
	25	建設機械施工	322	
	26	築炉	7	
			小計	2,693
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理加工	30
		29	加熱性水産加工食品製造業	60
30		非加熱性水産加工食品製造業	147	
31		水産練り製品製造	16	
32		牛豚食肉処理加工業	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	
34		パン製造	16	
35		そいう菜製造業	180	
36		農産物漬物製造業	3	
37	医療・福祉施設給食製造	0		
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	
	39	織布運転	20	
	40	染色	10	
	41	ニット製品製造	14	
	42	たて編ニット生地製造	4	
	43	婦人子供服製造	249	
	44	紳士服製造	18	
	45	下着類製造	4	
	46	寝具製作	2	
	47	力一ベット製造	1	
	48	帆布製品製造	14	
	49	布はく縫製	4	
	50	座席シート縫製	23	
		小計	381	
機械・金属関係	51	鑄造	36	
	52	鍛造	0	
	53	ダイカス	9	
	54	機械加工	78	
	55	金属プレス加工	71	
	56	鉄工	58	
	57	工場板金	29	
	58	めっき	15	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	
	60	仕上げ	17	
	61	機械検査	32	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	59	
	64	電気機器組立て	16	
	65	プリンター配線板製造	7	
		小計	454	
その他	66	家具製作	23	
	67	印刷	9	
	68	製本	11	
	69	プラスチック成形	114	
	70	強化プラスチック成形	8	
	71	塗装	212	
	72	溶接	281	
	73	工業包装	101	
	74	紙器・段ボール箱製造	30	
	75	陶磁器工業製品製造	6	
	76	自動車整備	27	
	77	ビルクリーニング	53	
	78	介護	7	
	79	リネンサブライ	17	
	80	コンクリート製品製造	0	
	81	宿泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種 農業	924	
	2	畜産 農業	208	
		小計	1,132	
漁業関係	3	漁船 漁業	15	
	4	養殖 漁業	97	
		小計	112	
建設関係	5	さく 井	6	
	6	建築 板金	39	
	7	冷凍空調機器 施工	23	
	8	建築器具 製作	13	
	9	建築大工	144	
	10	型枠 施工	487	
	11	鉄筋 施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材 施工	16	
	14	タイル張	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱絶縁 施工	15	
	19	内装仕上げ 施工	137	
	20	サッシ 施工	15	
	21	防水 施工	147	
	22	コンクリート圧送 施工	47	
	23	ウエルボイント 施工	0	
	24	表装	23	
	25	建設機械 施工	386	
	26	築炉	0	
			小計	3,592
	食品製造関係	27	缶詰 巻締	6
		28	食鳥処理加工 工業	51
		29	加熱性水産加工食品製造 業	155
30		非加熱性水産加工食品製造 業	257	
31		水産練り製品製造 業	25	
32		牛豚食肉処理加工 業	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製 造	29	
34		パン 製 造	40	
35		そ 菜 製 造 業	276	
36		農産物漬物製 造 業	5	
		小計	890	
繊維・衣服関係	37	紡績 運 転	15	
	38	織布 運 転	22	
	39	染 色	11	
	40	ニット製品製造 業	5	
	41	たて編ニット生地製 造	4	
	42	婦人子供服製 造	397	
	43	紳士服製 造	25	
	44	下着類 製 造	9	
	45	寝具製 作	18	
	46	力ベツト製 造	3	
	47	帆布製 品 製 造	19	
	48	布はく縫製 業	7	
	49	座席シート縫製 業	21	
		小計	556	
機械・金属関係	50	鑄造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカス	15	
	53	機械加工 工	156	
	54	金属プレス加工 工	115	
	55	鉄 工	77	
	56	工場板金 業	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処 理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立 業	116	
	63	電気機器組立 業	20	
	64	プリント配線板製 造	3	
		小計	741	
その他	65	家具製 作	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装 業	108	
	73	紙器・段ボール箱製 造	26	
	74	磁器工業製品製 造	5	
	75	自動車整備 業	33	
	76	ビルクリーニング 業	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ ン	20	
		小計	1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
		合計	8,796	

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	1,142	
	2	畜産業	200	
		小計	1,342	
漁業関係	3	漁業	16	
	4	養殖業	120	
		小計	136	
建設関係	5	土木	8	
	6	建築板金	32	
	7	冷凍空気調和機器施工	23	
	8	建築器具製作	8	
	9	建築大工	143	
	10	型枠施工	525	
	11	鉄筋施工	412	
	12	とび	1,389	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	36	
	15	かわらぶき	30	
	16	左官	125	
	17	配管	126	
	18	絶縁施工	19	
	19	内装仕上げ施工	155	
	20	サッシ施工	14	
	21	防水施工	158	
	22	コンクリート圧送施工	43	
	23	ウエルポイント施工	0	
	24	表装	21	
	25	建設機械施工	332	
	26	築炉	0	
			小計	3,615
	食品製造関係	27	缶詰巻縮	6
		28	食鳥処理工業	58
		29	加熱性水産加工食品製造業	177
30		非加熱性水産加工食品製造業	287	
31		水産練り製品製造業	10	
32		牛豚食肉処理工業	54	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	33	
34		パン製造業	25	
35		そう菜製造業	211	
			小計	861
繊維・衣服関係	36	紡績運転	21	
	37	織布運転	27	
	38	染色	13	
	39	ニット製品製造	7	
	40	たて編ニット生地製造	2	
	41	婦人子供服製造	504	
	42	紳士服製造	28	
	43	下着類製造	4	
	44	寝具製作	7	
	45	カーペット製造	3	
	46	帆布製品製造	45	
	47	布はく縫製	7	
48	座席シート縫製	21		
		小計	689	
機械・金属関係	49	鋳造	59	
	50	鍛造	3	
	51	ダイカスト	12	
	52	機械加工	107	
	53	金属プレス加工	124	
	54	鉄工	82	
	55	工場板金	22	
	56	めっき	23	
	57	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	58	仕上げ	23	
	59	機械検査	31	
	60	機械保全	41	
	61	電子機器組立て	94	
	62	電気機器組立て	8	
	63	プリント配線板製造	4	
		小計	634	
その他	64	家具製作	37	
	65	印刷	18	
	66	製本	23	
	67	プラスチック成形	155	
	68	強化プラスチック成形	13	
	69	塗装	300	
	70	溶接	405	
	71	工業包装	137	
	72	紙器・段ボール箱製造	15	
	73	陶磁器工業製品製造	2	
	74	自動車整備	16	
	75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157	
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618	
		合計	9,052	

職種別・技能実習生失踪者数(平成29年)

	番号	職	種	人数	
農業関係	1	耕	業	1,038	
	2	畜	業	169	
	小計			1,207	
漁業関係	3	漁	業	2	
	4	養	業	93	
	小計			95	
建設関係	5	さ	井	5	
	6	建	板	17	
	7	冷	和	17	
	8	建	製	11	
	9	建	大	90	
	10	型	施	408	
	11	鉄	施	328	
	12	と	び	894	
	13	石	施	21	
	14	タ	張	41	
	15	か	ら	35	
	16	左	官	75	
	17	配	管	90	
	18	熱	施	14	
	19	内	施	134	
	20	サ	シ	7	
	21	防	施	97	
	22	コ	送	42	
	23	ウ	施	0	
	24	表	装	5	
	25	建	施	251	
	26	築	炉	0	
	小計			2,582	
	食品製造関係	27	缶	縮	10
		28	食	業	51
		29	加	業	149
30		非	業	272	
31		水	業	31	
32		牛	業	22	
33		ハ	業	28	
34		パ	業	25	
35		惣	業	123	
小計			711		
繊維・衣服関係	36	紡	製	13	
	37	織	製	13	
	38	染	色	4	
	39	ニ	製	13	
	40	た	製	3	
	41	婦	製	578	
	42	紳	製	30	
	43	下	製	6	
	44	寝	製	8	
	45	カ	製	2	
	46	帆	製	33	
	47	布	製	4	
48	座	製	11		
小計			718		
機械・金属関係	49	鋳	造	50	
	50	鍛	造	6	
	51	ダ	ト	7	
	52	機	工	107	
	53	金	工	116	
	54	鉄	工	70	
	55	工	板	28	
	56	め	き	16	
	57	ア	理	3	
	58	仕	上	19	
	59	機	査	24	
	60	機	全	28	
	61	電	立	114	
	62	電	立	20	
	63	ブ	製	1	
小計			609		
その他	64	家	作	37	
	65	印	刷	19	
	66	製	本	19	
	67	フ	形	186	
	68	強	形	6	
	69	塗	装	209	
	70	溶	接	290	
	71	工	装	63	
	72	紙	製	16	
	73	陶	製	0	
	74	自	備	4	
	75	ビ	グ	5	
	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)			313
小計			1,167		
合計			7,089		



外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらわなければならない。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



概要

- 出入国在留管理庁が、令和元年11月に公表した「失踪技能実習生を減少させるための施策」に基づき、**失踪者の発生が著しい送出国**について、**改善が認められるまでの一定期間、新規の技能実習生の受入れを停止するもの**

措置の内容等

- 失踪者の発生数、失踪率等を基に、失踪者の発生が著しいと認められる**ベトナムの送出国5機関を通報**
- **うち4機関を送出国とする技能実習計画認定申請（国内移行ケースを除く。）**、**監理団体許可申請等**について、**技能実習法令に定める「外国の送出国の要件」に適合しないことから、少なくとも6か月間、不認定、不許可等とし、新規の受入れを認めない**
- **うち1機関（SONG HONG）は、送出国において調査中であり、本措置とは別に、期間の定めなく、受入れ停止となっている**

通報機関

- ① HOA BINH IMPORT-EXPORT JOINT STOCK COMPANY (HOGAMEX)
- ② Thai Nguyen Import Export Joint Stock Company (Batimex)
- ③ MH Vietnam Investment Promotion Joint Stock Company (MH VIETNAM.,JSC)
- ④ International ITC Joint Stock Company (ITC)
- ⑤ Song Hong International Human Resource and Trading Joint Stock Company (SONG HONG HR.,JSC)

実施日等

- **令和3年6月18日** 外国人技能実習機構からベトナム政府に**通報**。同機構HPで**措置公表**
- **同年 8月18日** **措置開始**

現状の取扱い (新型コロナウイルス感染症の影響による取扱い)

今後の取扱い

① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6月・就労不可）**」への**在留資格変更が可能**

従前と同一の業務又は従前と同一の業務に係る業務で就労する場合に就労が認められるもの

※「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等であって、本邦での生計維持が困難な場合は、資格外活動（週28時間以内を付与）

※帰国できない事情が継続している場合は、更新も可能

1. 帰国困難の「**特定活動（6か月・就労可又は就労不可）**」を付与されていた方で現に有する在留期限が令和4年6月30日以降の方

a) 特定活動で在留している方→「**特定活動（4か月）**」の更新許可

b) 短期滞在で在留している方→「**短期滞在（90日）**」の更新許可

注1) 現在許可されている範囲において引き続き就労できます。

注2) 帰国困難を理由とする在留許可は今回限りとなります。今回許可された期間内に帰国準備を進めてください。

注3) 上記の許可に係る在留期間を満了した場合には、在留期間の更新は認められません。

2. 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、上記1.の「**今回限り**」の措置を認めます。

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**

※受検・移行ができるようになるまでの間

特段変更はありません。

※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、自己の責めに帰すべき事情によらず技能検定等の受検が困難な方は引き続き対象となりますので、最寄りの地方入管へご相談ください。

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり特定技能への移行を希望する方

⇒ 「**特定活動（最大1年・就労可）**」への**在留資格変更が可能**

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められるもの

1. 元技能実習生で「**特定活動（最大1年）**」を付与されていた方で現に有する在留資格が令和4年6月30日以降の方

⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」の更新許可（今回限り）

2. 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方

令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、「**特定活動（最大1年）**」への**在留資格変更許可（今回限り）**

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**

※「**技能実習3号**」を修了される方も対象であったもの

特段変更はありません。

※新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、「**特定技能**」への移行の準備が整っていない方は引き続き対象となります。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html

外国人技能実習機構業務の概況

令和4年6月

外国人技能実習機構
東京事務所

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、**技能実習生の保護**等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習の流れ（入国～帰国まで）

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり, 公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

※ 第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

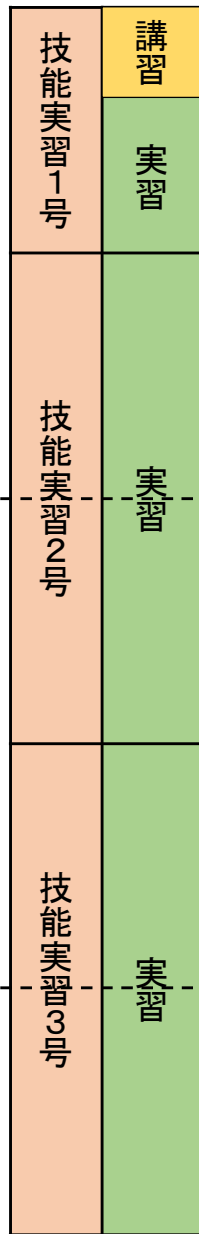
②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし, 優良であることが認められるもの

○帰国

※在留期間の更新

※在留期間の更新



基礎級
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

3級
(実技試験の受検が必須)

2級
(実技試験の受検が必須)

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (86職種158作業)

(令和4年4月25日時点)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
	積込み
	掘削
建設機械施工●	押土・整地
	締固め
築炉	築炉

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
	加熱性水産加工
食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造●	丸編みニット製造
	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
	金属プレス加工
鉄工	金属プレス
工場板金めっき	構造物鉄工
	機械板金
電気めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
	建築塗装
	金属塗装
塗装	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	ハット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
	リネンサブライ●△
コンクリート製品製造●	リネンサブライ仕上げ
	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
鉄道車両整備●	混練り圧延加工
	複合積層加工
	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港ランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

外国人技能実習機構の目的

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする(技能実習法第57条)。

設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

組織の沿革

平成29年1月25日	法人設立登記
平成29年2月	本部事務所設置
平成29年4月	地方事務所・支所設置

- ・主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任,
監督

報告

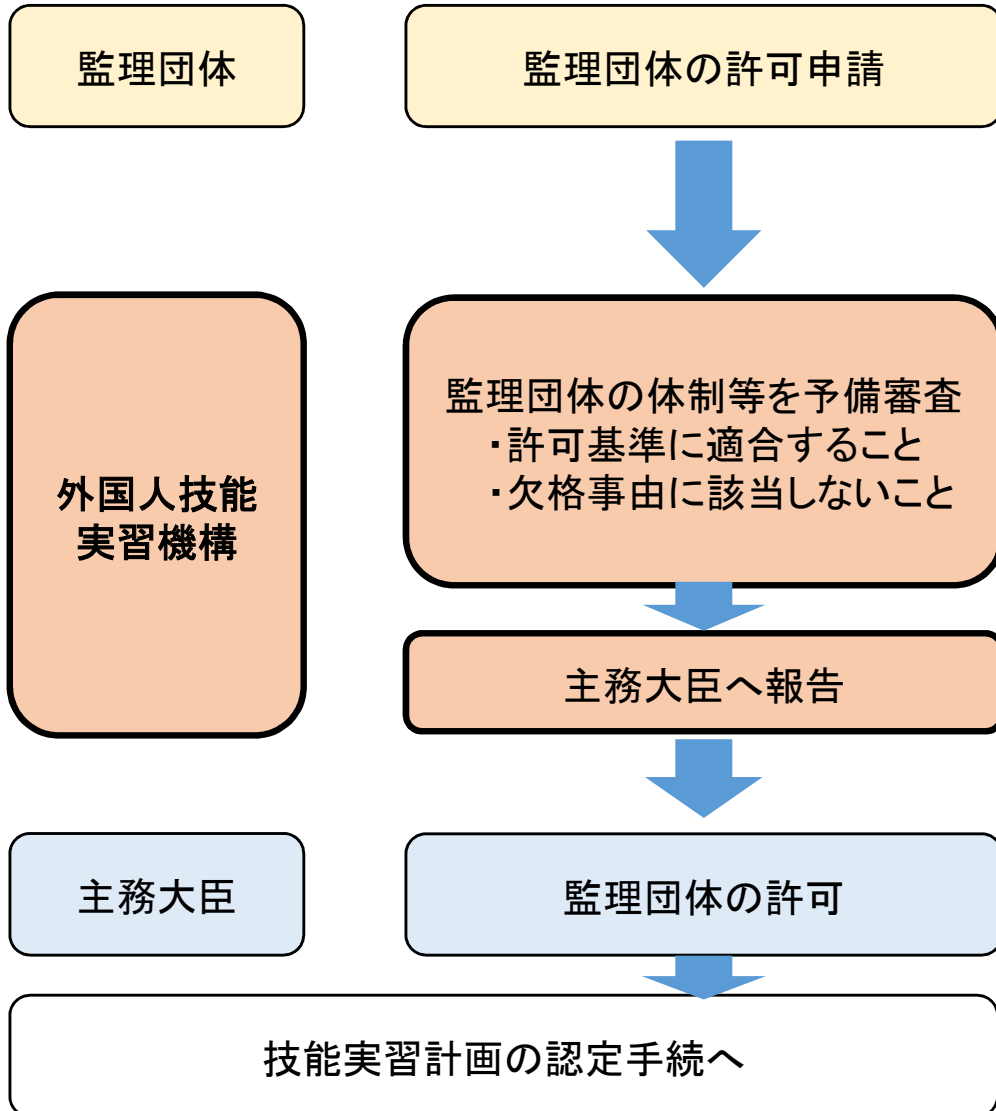
本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

外国人技能実習機構の業務 (1)

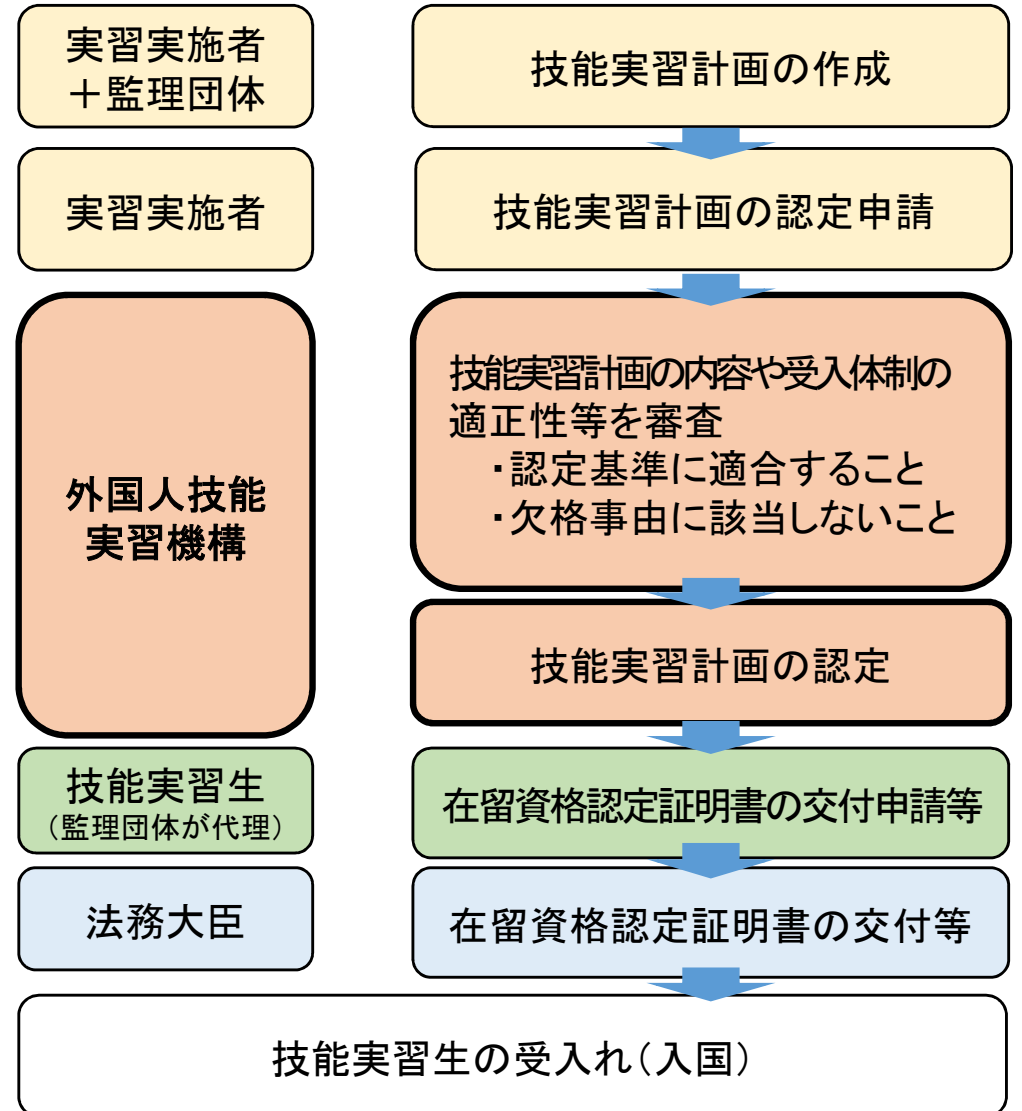
技能実習法で定められた主務大臣の事務のうち、監理団体の許可申請に係る事実関係の調査、技能実習計画の認定等、届出・報告書の受理、実習実施者・監理団体への実地検査等の事務は、外国人技能実習機構が、主務大臣の委託を受けて行う。

また、外国人技能実習機構は、技能実習生に対する相談対応・援助等を行う。

○ 監理団体の許可申請に係る事実関係の調査



○ 技能実習計画の認定等



外国人技能実習機構の業務 (2)

○ 届出、報告書の受理

実習実施者

- ・技能実習開始届
- ・技能実習実施状況報告

監理団体

- ・技能実習実施困難時届
- ・監査報告書
- ・事業報告書

外国人技能
実習機構

各種届出、報告書の受理

主務大臣

受理した旨の報告

○ 実地検査

外国人技能
実習機構

- ・定期的な実地検査
- ・技能実習生からの相談・申告
- ・労働基準監督機関、地方入管局等からの通報など

報告徴収、実地検査

結果の報告

主務大臣

- ・監理団体の許可の取消し
- ・技能実習計画の認定の取消し
- ・事業停止命令
- ・改善命令

事業者名等を公表

○ 相談対応・援助

外国人技能 実習機構

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- ・電話のほか、メールで対応
- ※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ(フィリピン)語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築

- ・実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定
- ・機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら転籍先の調整も含む支援を実施

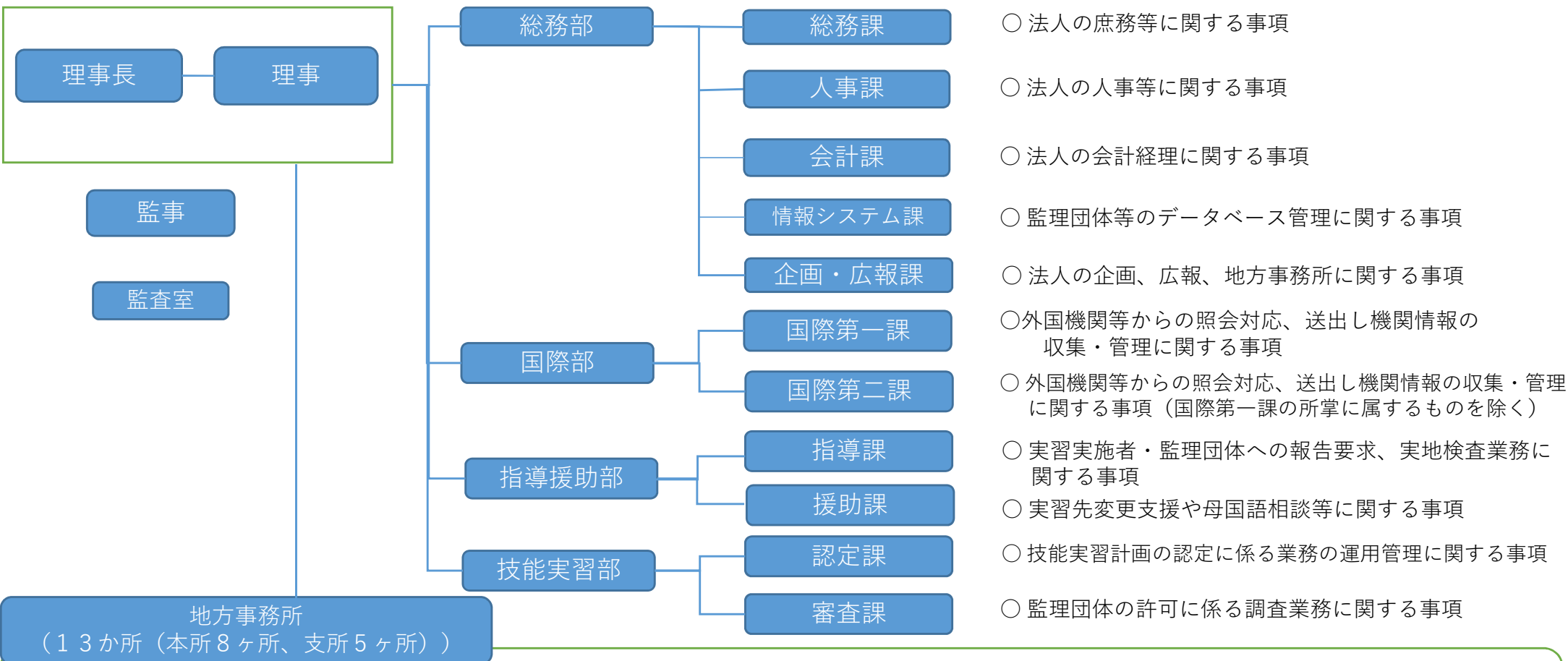
(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- ・技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供
- ・新たな実習先の確保等の支援も実施

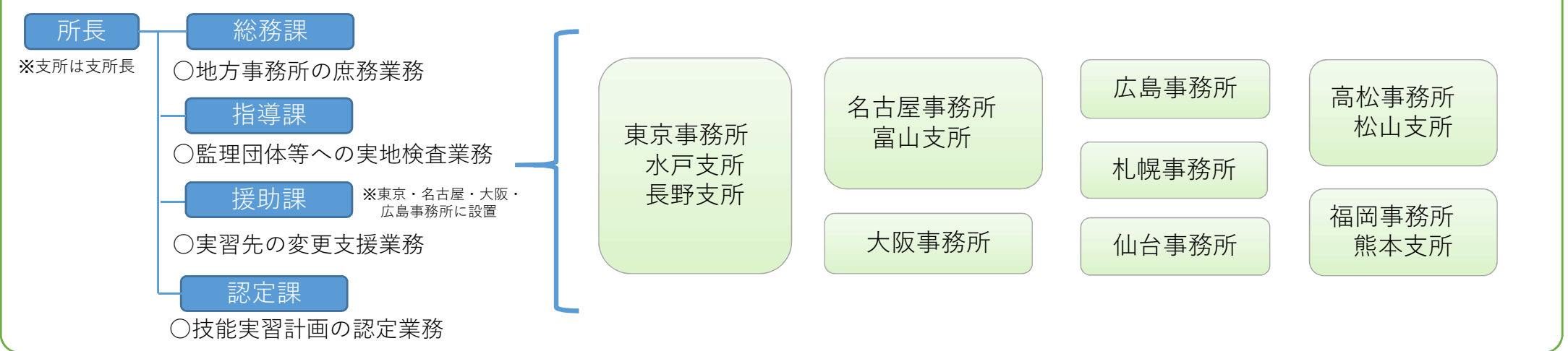
(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- ・機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施

外国人技能実習機構の組織・体制について



- 法人の庶務等に関する事項
- 法人の人事等に関する事項
- 法人の会計経理に関する事項
- 監理団体等のデータベース管理に関する事項
- 法人の企画、広報、地方事務所に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項（国際第一課の所掌に属するものを除く）
- 実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査業務に関する事項
- 実習先変更支援や母国語相談等に関する事項
- 技能実習計画の認定に係る業務の運用管理に関する事項
- 監理団体の許可に係る調査業務に関する事項

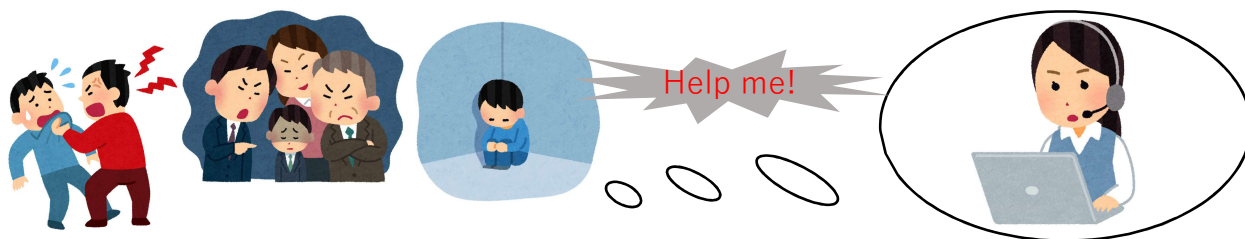


技能実習業務の統計（関東地区ブロック）

1 監理団体許可件数（令和4年6月6日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	65件	84件	149件
栃木県	23件	21件	44件
群馬県	30件	36件	66件
埼玉県	45件	75件	120件
千葉県	57件	94件	151件
東京都	204件	141件	345件
神奈川県	32件	50件	82件
新潟県	18件	9件	27件
山梨県	6件	5件	11件
長野県	27件	33件	60件

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール
アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

ベトナム語(Tiếng Việt) 0120-250-168 月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	中国語(中文) 0120-250-169 月・水・金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	インドネシア語(Bahasa Indonesia) 0120-250-192 火・木 11:00～19:00
フィリピン語(Wikang Pilipino) 0120-250-197 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	英語(English) 0120-250-147 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	タイ語(ภาษาไทย) 0120-250-198 木 11:00～19:00 日 9:00～17:00
カンボジア語(ភាសាខ្មែរ) 0120-250-366 木 11:00～19:00	ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ) 0120-250-302 火 11:00～19:00	 メールでの 相談は、 QRコードから 24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の公益通報窓口(https://www.otit.go.jp/koueki_tsuhou)からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ 日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ 9か国語対応

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

- ・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**
- ・ **母国語相談窓口：**
日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください
- ・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認
- ・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報
- ・ **アプリ共有：**Facebook、Twitter、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア



※ アプリの利用により個人の情報などは収集されません。

■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

技能実習生・実習実施者・監理団体の皆様へ

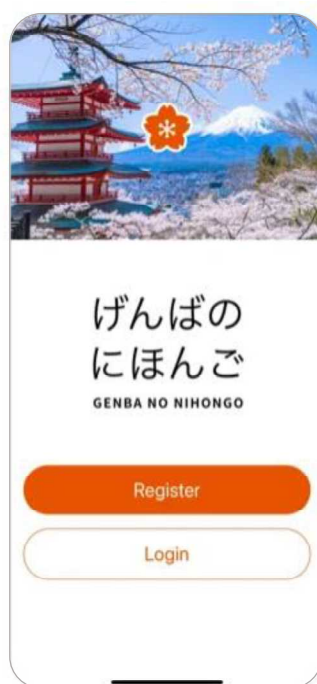
日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和4年3月現在、本アプリの対象職種は「機械・金属関係職種」、 「食品製造関係職種」及び「建設関係職種」の3職種です。

▶ iPhoneをお使いの方はこちら

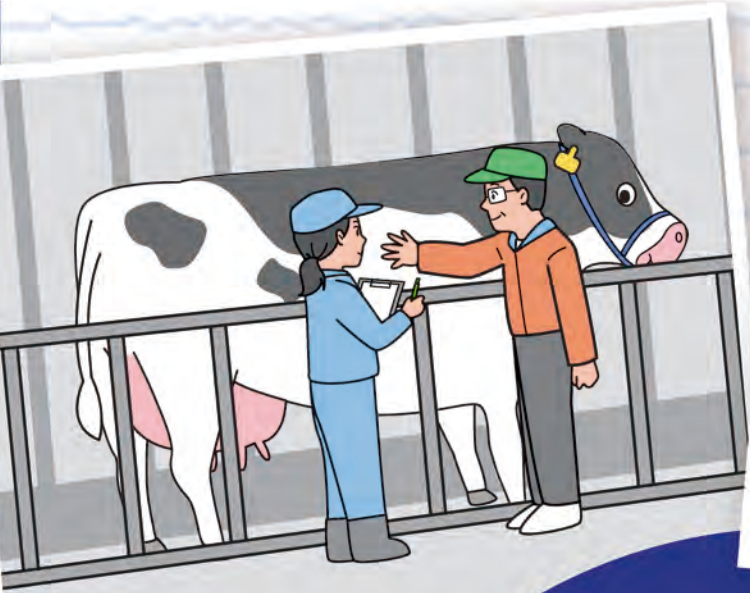


▶ Androidをお使いの方はこちら



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

(R4.3 OTIT)

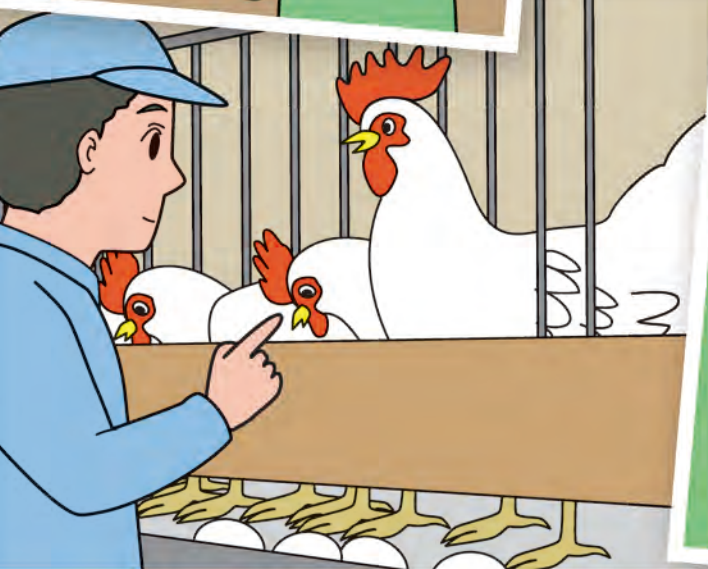


農業分野における
**外国人
技能実習制度**
の概要



一般社団法人 全国農業会議所

2021年



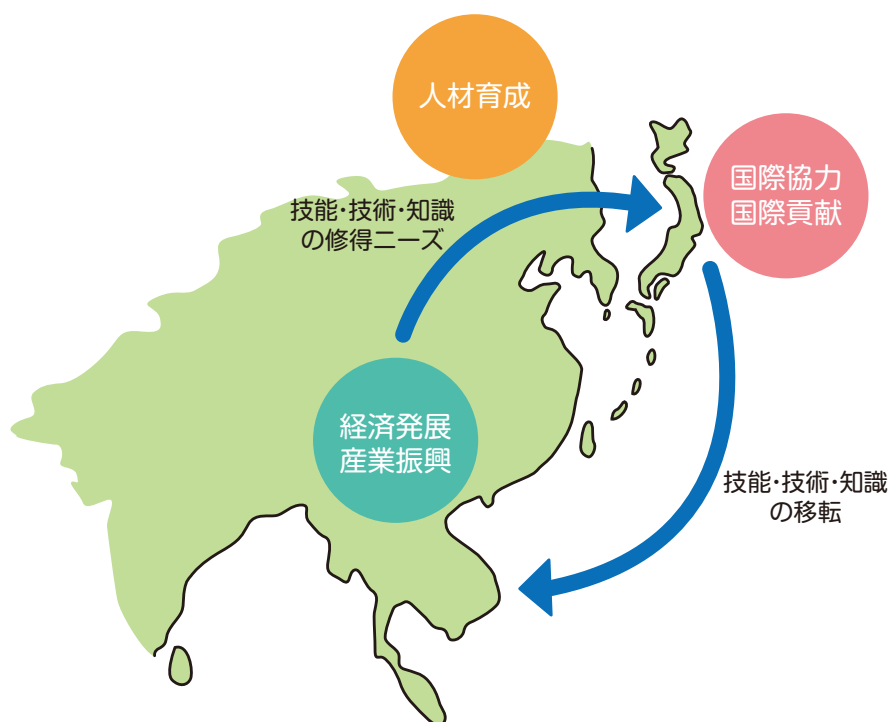
- わが国における外国人の研修・技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として、企業による外国人研修生の受入が始まりました。
- 1990年（平成2年）に研修制度が改正され、1993年（平成5年）には、外国人研修生が研修終了後、雇用関係の下で、より実践的な技能等の修得・習熟を可能とする「外国人技能実習制度」が創設されました（農業は平成12年）。
- その後、外国人の研修・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの不適正事例なども発生したため、制度の適正化をはかるための見直しが行われ、2009年（平成21年）7月に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を一部改正し、在留資格「技能実習」の創設など、旧制度が2010年（平成22年）7月1日から施行されました。
- しかし、外国人技能実習生に対する不正行為は依然発生し、一方で受入側から実習期間の延長などの要望があり、国は技能実習制度の抜本的な見直しを行い、2016年（平成28年）11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が成立し、2017年（平成29年）11月1日から、現行の技能実習制度が施行されています。
- 2019年（令和元年）4月1日からは、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく、「特定技能」が創設されました。

目次

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要	3
II 外国人技能実習制度の仕組み	4
1. 制度見直しのポイント	4
2. 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ	4
3. 技能実習の区分と在留資格	6
4. 技能実習生の受入れ	7
5. 技能実習生の活動	9
6. 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割	9
III 外国人技能実習生の受入手順	12
1. 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ	12
2. 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等	12
3. 技能実習生の要件・在留手続	13
4. 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認	14
5. 「技能実習計画」の作成にあたって	15
6. 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）	16
7. 労働関係法令等の遵守	16
8. 技能実習生の保護と罰則規定	18
IV 外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等	20
V 新たな外国人材受入れ制度（特定技能）	21
VI 農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要	22

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要

- 開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下、「技能等」）を修得させようとするニーズがあります。
- わが国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」があります。
- この制度は、外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。
- 農業分野においても全国の農業生産現場で多くの技能実習生を受け入れており、耕種農業や畜産農業の技能実習が行われています。
- 「技能実習法」が制定され、制度の趣旨は一層明確化されました。また、「外国人技能実習機構」を創設し、制度の適正化と技能実習生の保護のため、制度全般の監督・指導を行っています。
- 技能実習法の目的は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護であり、人材育成を通じた国際協力です。また、技能実習は労働力の需給の調整手段として行ってはなりません。
- 技能実習期間は最長5年とされ、外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に基づいて、技能等の修得・習熟・熟達を図られます。



II

外国人技能実習制度の仕組み

1 制度見直しのポイント

制度見直しのポイントは、外国人技能実習の適正な実施と技能実習生の保護です。

技能実習法において、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構が認可法人として新設されました。併せて、技能実習生の保護強化が行われ、技能実習生に対する人権侵害行為等には、禁止規定と罰則規定を設けるとともに、技能実習生保護に関する措置を講じています。

2 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ

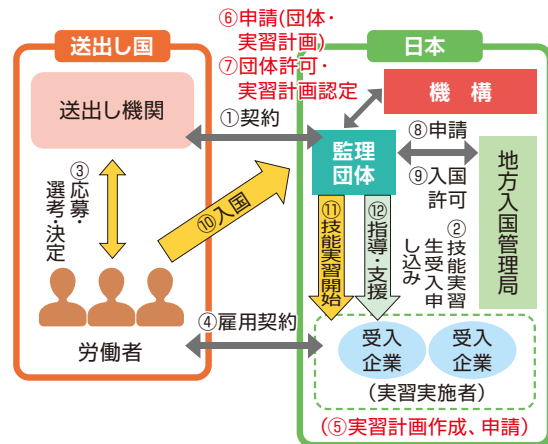
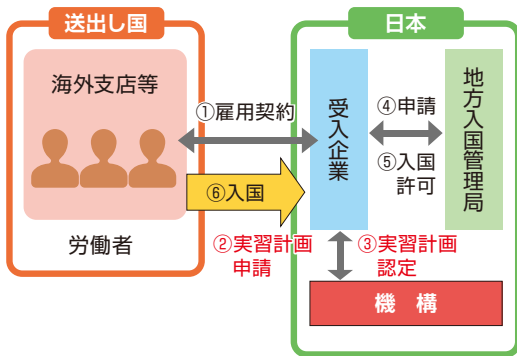
技能実習制度の受入機関別のタイプ

※新制度の内容は赤字

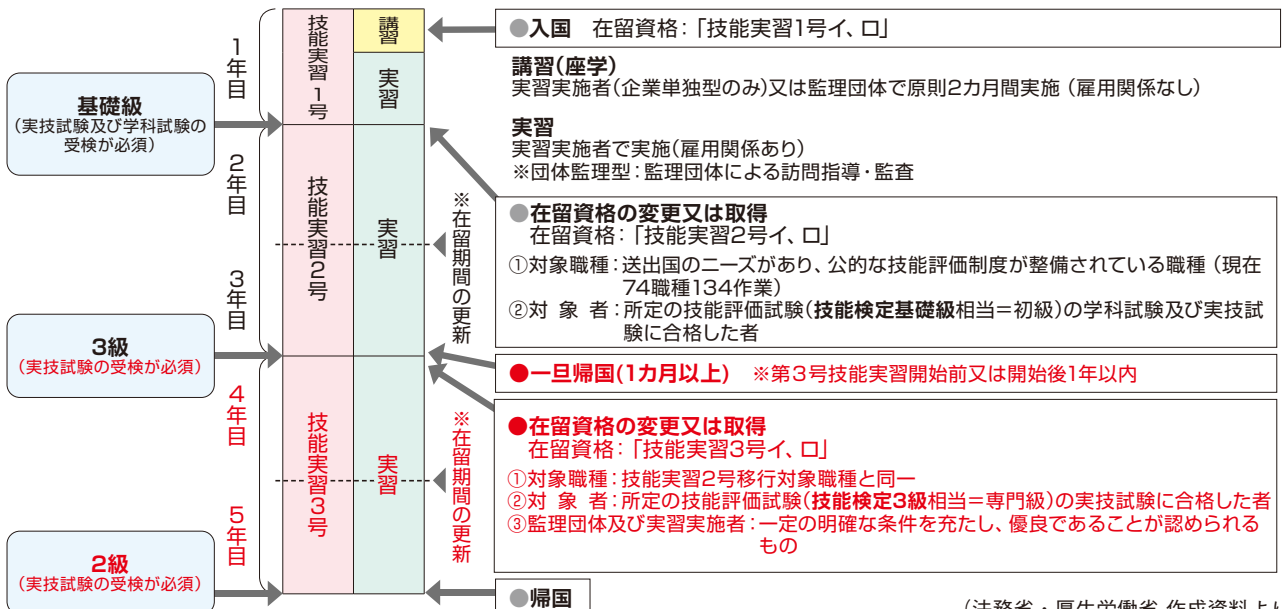
企業単独型 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

団体監理型 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



技能実習2号・3号への「移行対象職種・作業」(農業)

① 移行対象職種・作業(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」
畜産農業	「養豚」「養鶏」「酪農」

② 対象となる作物・生産物

■ 耕種農業で生産される作物例(ただし、施設園芸の場合は温室やビニルハウス等の施設を利用し、畑作・野菜の場合は畑(露地)で栽培する作物であること)

① 穀物〔米(水稲、陸稲)を除く〕

- 1) 麦類
- 2) 豆類……ダイズ、ソラマメ、インゲンマメ、アズキ、ササゲ、ラッカセイ、エンドウ、リョクトウ、その他の豆類
- 3) イモ類…サツマイモ、パレイショ、サトイモ、ヤマノイモ、その他のイモ類
- 4) その他…アワ、ヒエ、キビ、ソバ、トウモロコシ、モロコシ、雑穀類

② 工芸作物

- 1) 繊維・紙・敷料…ワタ、アサ、アマ、コウゾ、ミツマタ、イグサ、その他の繊維・紙・敷料
- 2) 油料………ナタネ、ゴマ、その他の油料
- 3) 嗜好料………タバコ、茶、ホップ、その他の嗜好料
- 4) その他………サトウキビ、テンサイ、コンニャク、クズ、ハッカ、その他の工芸作物

③ 野菜

- 1) 果菜類……キュウリ、メロン、マクワウリ、シロウリ、スイカ、カボチャ、トウガン、ユウガオ、ヘチマ、レイシ、ハヤトウリ、トマト、トウガラシ、ピーマン、ナス、イチゴ、オクラ、その他の果菜類
- 2) 葉茎菜類…ハクサイ、キャベツ、ハナヤサイ、ブロッコリー、メキャベツ、ネギ、タマネギ、アサツキ、ラッキョウ、ニンニク、ニラ、セルリー、パセリー、ハマボウフウ、レタス、ウド、ミョウガ、シソ、ミツバ、セリ、シュンギク、フキ、シヨクヨウギク、ハウレンソウ、アスパラガス、ジュンサイ、タケノコ、タカナ、その他の葉茎菜類
- 3) 根菜類……ダイコン、ニンジン、カブ、テーブルビート、ゴボウ、ゴボウアザミ、ショウガ、ハス、クワイ、ワサビ、オニユリ、ヤマユリ、その他の根菜類
- 4) 施設で栽培されたキノコ類

④ 果樹(木本性植物の果実及び苗木)

ミカン類、リンゴ、ブドウ、カキ、ナシ、モモ、クリ、クルミ、その他の果樹

⑤ 草花

- 1) 切り花…1・2年草(ストック、キンギョソウ等)、宿根草(キク、カーネーション等)、球根類(フリージア、チューリップ等、花木(バラ、ユキヤナギ等)
- 2) 鉢物(盆栽を除く)……鉢花(シクラメン、ペゴニア等)、観葉植物(ゴムノキ、ドラセナ等)、洋ラン類(カトレア、ハンビジウム等)

3) 芝

⑥ 他に分類されない作物 飼肥料作物、採種用作物

■ 畜産農業(養豚、養鶏、酪農)で生産される生産物例

① 養豚

種豚、肉豚(3カ月齢以上)、子豚

② 養鶏

採卵鶏、鶏卵

③ 酪農作業

- 1) 種牛(18カ月齢以上)
- 2) 乳用牛 雌成牛(18カ月齢以上)、雄子牛(18カ月齢未満)、雌子牛(18カ月齢未満)
- 3) 生乳

施設園芸……温室やビニルハウス等の施設を利用して行う園芸作物の栽培作業

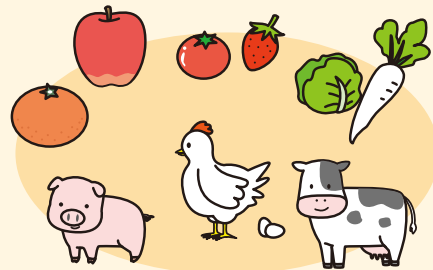
畑作・野菜……畑(露地)で行う作物を組み合わせた周年栽培作業

果 樹……果樹園(温室等の施設利用を含む)を利用して行う果樹(その果実が食用に供される永年作物)の周年栽培作業

養 豚……豚を家畜として飼養する作業(繁殖作業、育成作業、肥育作業を含む)

養 鶏……採卵鶏(うずら、アヒル等は除く)の飼養及び採卵作業

酪 農……乳牛(将来の搾乳を目的とする子牛を含む)の飼養及び牛乳の生産作業



3

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能実習評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

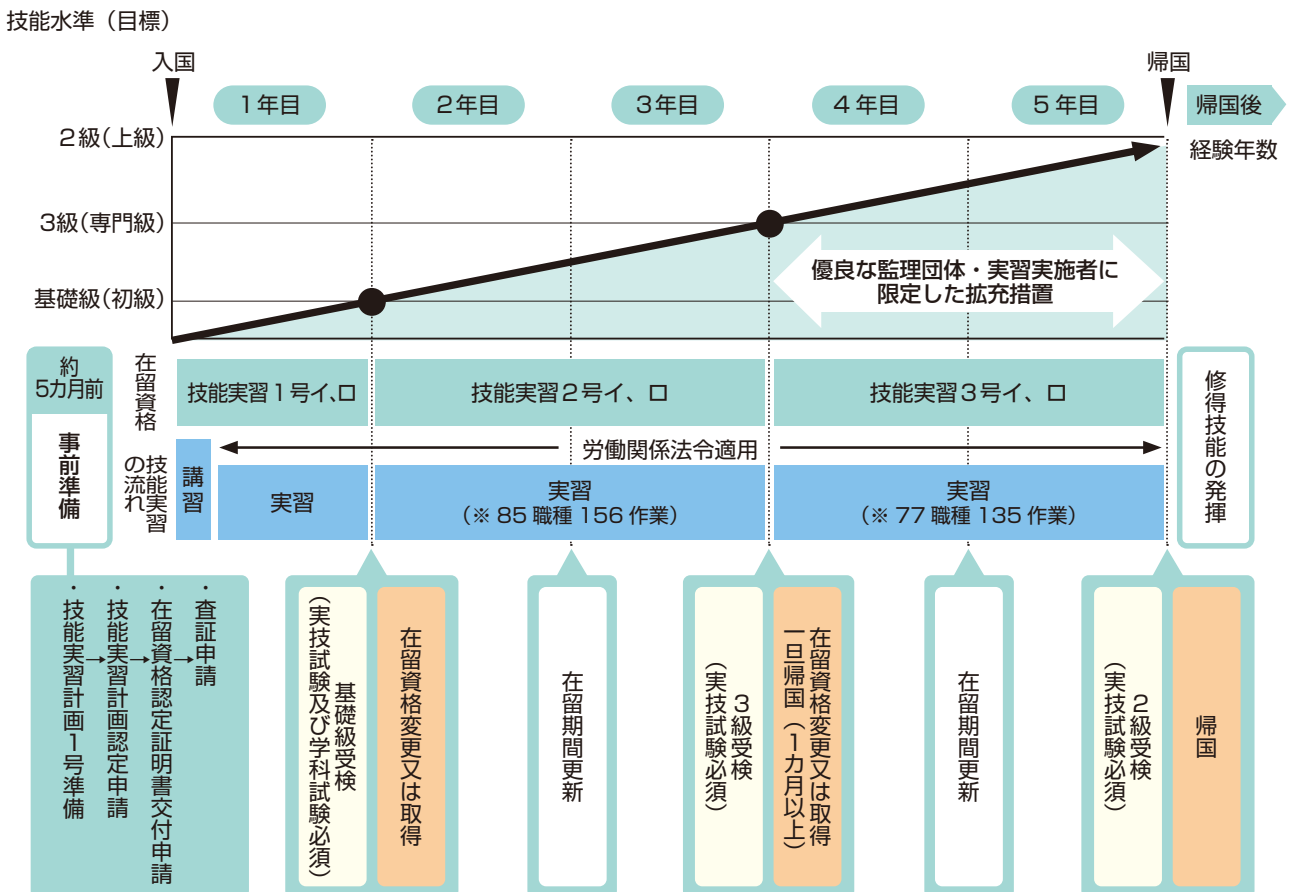
※第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業（移行対象職種）は主務省令で定められており、2021年3月現在85職種156作業となっています。

※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分と在留資格

	企業単独型	団体監理型
入国1年目（技能等を修得）	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目（技能等に習熟）	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目（技能等に熟達）	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ



※2021年3月現在の職種・作業数

4 技能実習生の受入れ

(1) 監理団体の許可制

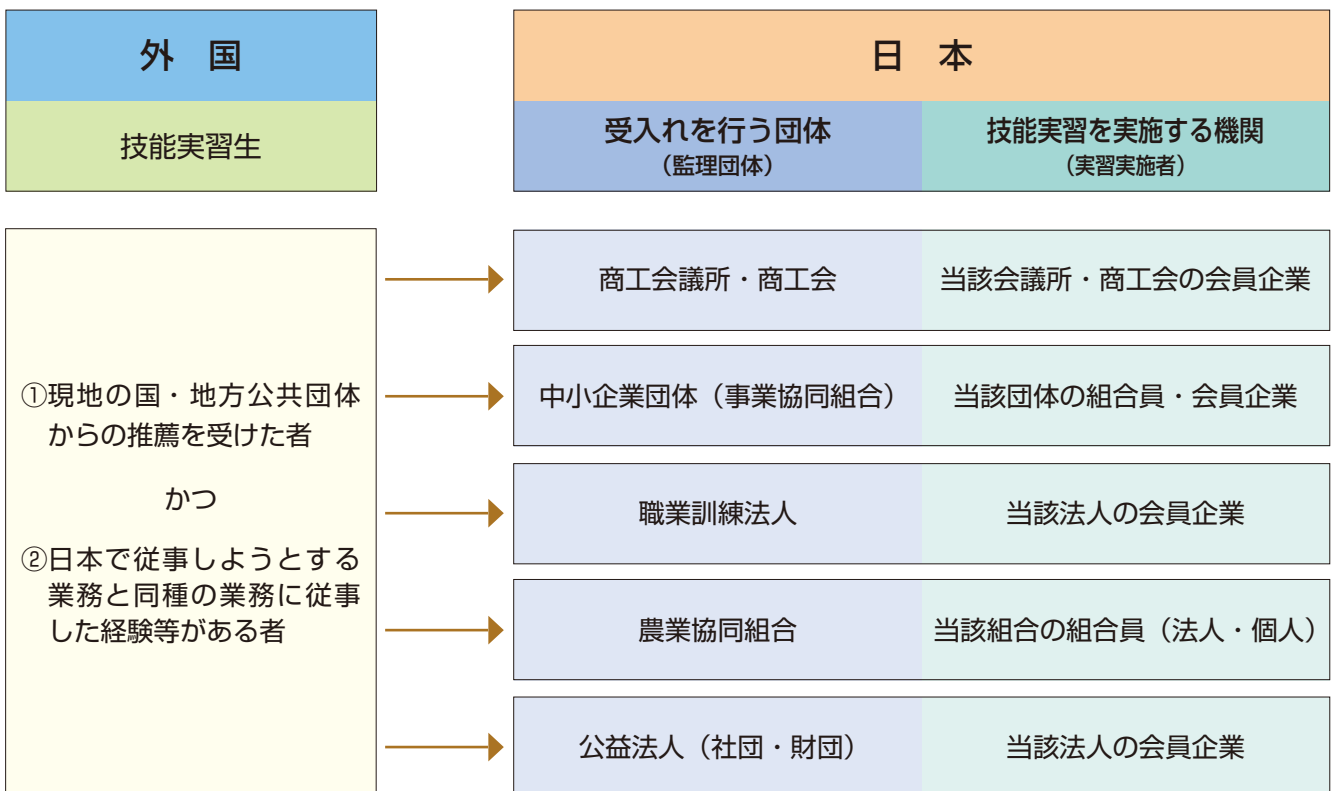
技能実習生の受入れは、受入機関の別により、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがありますが、農業分野においては「団体監理型」による受入れとなります。

「監理団体」（農業協同組合や事業協同組合など）が受入れ、傘下の「実習実施者」（組合員・会員）で、技能実習を実施します（農業者や農業法人が直接受け入れることはできません）。

現行制度では、監理団体は許可制となり、主務大臣の許可を受けて監理事業を行うこととなりました。

監理団体の許可	<p>監理団体の許可には、「一般監理事業」（技能実習1号・同2号・同3号の受入れが可能）と「特定監理事業」（技能実習1号・2号の受入れに限定）の2つの区分があります。許可後も仮に違反があった場合は、改善命令や業務停止命令、許可の取消しの対象となります。監理団体の許可が取り消されると実習監理が継続できなくなり、許可の取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります。</p>
---------	---

(2) 技能実習生の受入れパターン（団体監理型）



(3) 技能実習生の受入人数枠

① 基本人数枠

会員企業（組合員）の常勤職員数	受入可能な人数枠
301人以上	常勤職員数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

ただし、常勤職員に技能実習生（1号、2号、3号）は含まない。また1号実習生は常勤職員の総数、2号実習生は常勤職員数の総数の2倍、3号実習生は常勤職員数の総数の3倍を超えることはできません。

② 団体監理型の人枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

③ 農業における常勤職員数の取扱い

農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書（農業所得用）のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、外国人技能実習機構が常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。

5 技能実習生の活動 ……技能実習法及び労働関係法令等の保護の下に実習

(1) 技能実習生の在留資格 ……「技能実習」

「農業の外国人技能実習生」（以下、「技能実習生」）の活動は、①入国後 1 年目の技能等を修得する活動、② 2・3 年目の修得した技能等に習熟するための活動、③ 4・5 年目の習熟した技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、それぞれ①「技能実習 1 号口」、②「技能実習 2 号口」、③「技能実習 3 号口」となります。

(2) 技能実習生の保護

「監理団体」の実習監理の下、「実習実施者（受入農業者・農業法人）」と技能実習生との雇用契約に基づいて、1 年目から技能実習法や労働関係法令の保護の下に技能実習が行われます（日本人労働者と異なり、労働基準法の一部適用除外はありません）。

(3) 技能実習 2 号・技能実習 3 号への移行 ……「在留資格の変更」

技能実習生は、技能実習 1 号や技能実習 2 号修了時に、「移行対象職種・作業」（5・15 頁参照）において、技能実習の公的評価システムである「農業技能実習評価試験（初級・専門級）」（14・22 頁参照）の合格をはじめとする所定の要件を満たし、在留資格変更許可を受けた場合、それぞれ技能実習 2 号・技能実習 3 号へ移行することができます。

この場合、技能実習生は、各在留資格とも同一の実習実施者や同一の職種・作業で修得・習熟・熟達に努めます。ただし、技能実習 3 号移行の際に、諸条件をクリアできれば、他の実習先（実習実施者）を選択できます。

農業分野における移行対象職種・作業は、耕種農業は「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」、畜産農業は「養鶏」「養豚」「酪農」の 2 職種・6 作業となっています（5・15 頁参照）。

(4) 技能実習期間 ……「最長 5 年間（4・5 年目は優良機関に限定）」

技能実習生の在留期間は、技能実習 1 号が 1 年以内、同 2 号・同 3 号がそれぞれ 2 年以内の、合わせて 5 年以内です。

6 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

(1) 監理団体の役割

団体監理型の技能実習は、「監理団体の責任及び実習監理」の下に行われます。

監理団体は、技能実習計画に基づく実習実施者における、技能実習 1 号・同 2 号・同 3 号の全ての実習期間において、監理団体としての責任及び実習監理が求められます。また「優良な監理団体」（一般監理事業）には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（4・8 頁参照）。

監理団体に係る主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること。

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

(3) 優良な実習実施者・監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなります。

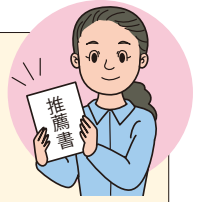
優良な実習実施者の要件	優良な監理団体の要件
<p>(満点 旧配点：120点、新配点：150点*) ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技能等の修得等に係る実績 (70点) <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 *3級、2級程度については、実技試験の合格率 ② 技能実習を行わせる体制 (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴 ③ 技能実習生の待遇 (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率 ④ 法令違反・問題の発生状況 (5点 (違反等あれば大幅減点)) <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無 ⑤ 相談・支援体制 (旧配点15点、新配点:45点) <ul style="list-style-type: none"> ・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績 ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等 ⑥ 地域社会との共生 (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供 	<p>(満点 旧配点：120点、新配点：150点*) ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 (50点) <ul style="list-style-type: none"> ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率 ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等 ② 技能等の修得等に係る実績 (40点) <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等 *3級、2級については、実技試験の合格率 ③ 法令違反・問題の発生状況 (5点 (違反等あれば大幅減点)) <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ④ 相談・支援体制 (旧配点15点、新配点:45点) <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績等 ⑤ 地域社会との共生 (10点) <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者に対する日本語学習への支援 ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

3 技能実習生の要件・在留手続

(1) 技能実習生の要件（責務と基準）

（責務）技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない。

- ① 18歳以上であること。
- ② 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- ③ 修得した技能等を帰国後活用し、本国で農業に従事する予定があること。
- ④ 本国において農業に従事した経験を有すること、又は日本で実習する特別な事情があること。
- ⑤ 本国の国・地方公共団体等からの推薦を受けていること。
- ⑥ 第3号移行には、第2号修了後又は第3号開始後1年以内に1カ月以上の一時帰国をしていること。
- ⑦ 同じ段階の技能実習を過去に行っていないこと。



(2) 技能実習生の在留手続

① 査証（ビザ）の取得と上陸許可

技能実習生として日本に上陸しようとする外国人は、有効な旅券と査証を所持しなければなりません。査証は、在留資格認定証明書等を提示して日本の在外公館に申請します。そして、日本の空港・海港で、旅券、査証等を入国審査官に提示し、在留資格「技能実習1号」（在留期間は1年以内）とする上陸許可を受けて、初めて技能実習生としての活動ができます。

② 在留資格変更許可

技能実習1号から技能実習2号又は技能実習2号から技能実習3号へ移行しようとする技能実習生は、移行対象職種・作業に係る農業技能実習評価試験（初級、専門級）に合格し、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定を受けた上で、地方入管局に在留資格変更許可申請を行うことになります。この申請は、移行する技能実習計画の認定後、速やかに行わなければなりません。

③ 在留期間更新許可

技能実習1号（在留期間が1年未満の場合）や同2号及び同3号について、技能実習生は同資格の在留期限の範囲内で、在留期間の更新申請を地方入管局に行うことができます。この申請は、在留期限が満了する概ね1カ月前までに行わなければなりません。

④ 在留カード

2012年（平成24年）7月「新たな在留管理制度」が施行され、地方入管局で技能実習生に在留カードが交付され、在留カードをもらった外国人は、14日以内に自分が住んでいる市町村窓口に出向き、在留カードに「住居地」を記載してもらわなければなりません。又、資格変更等の許可に際して新規交付されます。

在留カードは常時携帯義務があり、出国・再入国については、「みなし再入国制度」が適用され、手続きも簡素化されました。

⑤ 途中帰国報告

技能実習生が、技能実習計画に記載された技能実習を満了した上で帰国する場合には、特段の報告は必要ありませんが、技能実習生が技能実習計画の満了前に帰国する場合、監理団体は技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、外国人技能実習機構に対し技能実習実施困難時届出書を提出する義務があります。

4

技能実習計画の作成と認定及び履行・確認

技能実習を行わせようとする場合、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じた技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることが必要です。認定は、外国人技能実習機構が行います。

(1) 技能実習計画の作成

- ① 技能実習計画は監理団体の指導の下に実習実施者が作成します。
- ② 人材育成の観点を踏まえることが重要であり、技能実習生が効果的・効率的に技能等を修得等できるかは、技能実習計画次第であるといえます。
- ③ 技能実習生がステップごとに技能等の修得・習熟・熟達が図れるように、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載します。また実習実施予定表が、技能実習計画に必要です。
- ④ 技能実習計画には、技能実習のステップごとに修得状況等を確認するための、技能実習評価試験合格などの目標を記載する必要があります。



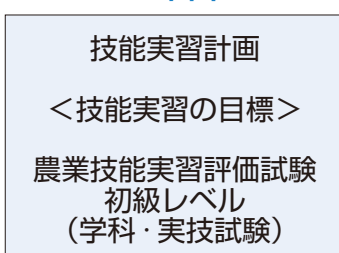
(2) 技能実習計画の認定

- ① 実習実施者（受入農業者等）は許可を受けた監理団体の指導の下に「技能実習計画」を作成して、外国人技能実習機構からその計画が適当であることの認定を受けなければなりません。
- ② また技能実習計画は技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じて作成する必要があります。
- ③ 軽微な変更を除き、技能実習計画を変更した場合も、変更の認定を受けなければなりません。
- ④ 認定計画に従って技能実習を実施していないなどの場合は、認定の取消の対象となります。認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなるほか、取消の日から5年間は技能実習計画の認定が受けられなくなります。

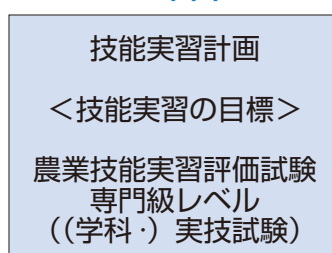
(3) 技能実習計画の履行と確認

- ① 技能実習は技能実習計画に基づいて確実に終期まで実施されなければなりません。実習実施者はこの技能実習計画に則って、技能実習生が着実に技能等の修得等ができるよう実行します。
- ② ステップごとの効果的な技能実習やその評価方法により、技能実習生が段階的に技能等の修得、習熟、熟達が図れるように、技能実習計画を履行することが重要です。
- ③ 技能実習生が技能実習計画に記載された目標を達成したことを評価するため、ステップごとに技能実習評価試験の受験が義務付けられています。

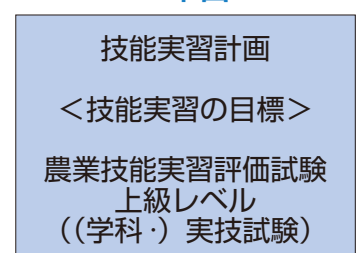
1年目



3年目



5年目



5 「技能実習計画」の作成にあたって

移行対象職種・作業については、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

- (1) **【必須業務】** 技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務。
- (2) **【関連業務】** 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。
- (3) **【周辺業務】** 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（(2)に掲げるものを除く。）をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうちそれぞれ、業務の10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。

【各作業時間の全実習時間に対する割合】

	全体計画に含まれる割合
必須業務	実習時間全体の2分の1以上
関連業務	// 2分の1以下
周辺業務	// 3分の1以下

【農業分野における業務の範囲の一覧】

職種名	作業名	作業の範囲
耕種農業	「施設園芸」	【必須業務】 施設園芸作業、安全衛生作業 【関連業務】 畑作・野菜作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「畑作・野菜」	【必須業務】 畑作・野菜作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「果樹」	【必須業務】 果樹作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、畑作・野菜作業、稲作作業、果樹作業の関連作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
畜産農業	「養豚」	【必須業務】 養豚作業、安全衛生作業 【関連業務】 飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜舎清掃作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「養鶏」	【必須業務】 養鶏作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用鶏生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「酪農」	【必須業務】 酪農作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用牛生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等

6 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）

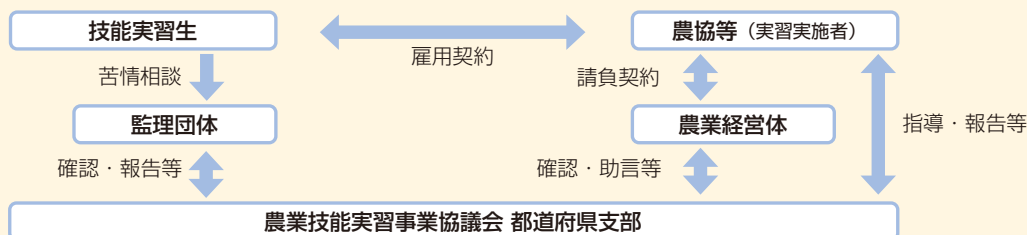
- (1) 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

例えば…

- 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- 牛乳を原料としたチーズ等の製造

※加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

- (2) 農協等が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。
(農作業請負方式技能実習)



※請負契約において、農業者（依頼者）の方が実習生に指示を行うことはできません。

※都道府県等の関与による一定の管理体制が必要です。

7 労働関係法令等の遵守

技能実習生には、日本人の労働者と同様に、わが国の労働関係法令等が適用され保護されます。また2017年(平成29年)11月から技能実習法が施行され、より一層の技能実習生保護が図られることになりました。

実習実施者は、労働関係法令の遵守をはじめとして、雇用関係に基づく適正な賃金の支払いや社会保険等への加入の必要があります。

農業に関しては、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定など、一部項目の適用除外がありますが、他産業並みの労働環境を確保するために、外国人技能実習制度では基本的に労働関係法令等の規定を遵守・準拠します(平成12年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」、平成25年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習生の労働条件の確保について」)。

※は、2019年4月から施行されている、働き方改革関連法による見直し。(⑧について、農業は2020年4月から適用)

① 雇用契約の締結（雇用条件書の交付）

技能実習生との間で、雇用契約を締結し、実習内容、労働時間、休憩時間、休日、賃金等については母国語を併記した書面の交付により明示する。

② 就業規則の作成

1事業所で常時10人以上の労働者を使用する農家等は、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出する。10人未満の農家等でも就業規則を作成するよう努める。

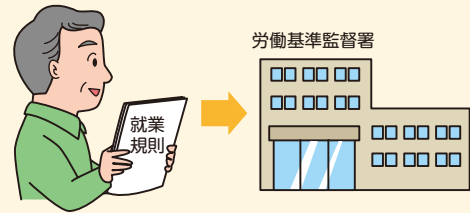
③ 強制貯金の禁止

労働契約に付随して貯蓄の契約、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

④ 賃金の適正な支払い

本人に直接、通貨で全額、毎月一定日に支払う。口座払いは書面による本人の同意が必要。通帳・印鑑・キャッシュカードは本人保管のこと。

宿泊費・光熱費等の控除額は、実費を超えてはならない。



⑤ 労働時間について

原則1日8時間、週40時間まで。変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。

※健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を客観的に把握しなければならない。

⑥ 休憩について

労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分。

労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間。



⑦ 休日について

原則、毎週少なくとも1日。

年次有給休暇は、採用後6カ月以上、出勤8割以上で10日を付与。その後、1年経過毎に休日が増える。

※年5日の年次有給休暇の取得を、雇用者側に義務づけられた。

⑧ 時間外、休日、深夜の割増賃金

所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。

時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

休日労働：通常労働日の賃金の計算額の3割5分以上

深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

※残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時の特別な事情がなければこれを超えることはできない。

⑨ 適正な宿舍の確保

技能実習制度運用要領の基準を満たすこと。

⑩ 社会保険（医療保険、年金保険）

法人経営の場合は健康保険・厚生年金が強制適用。個人経営の場合、健康保険・厚生年金保険、国民健康保険・国民年金のいずれかに加入すること。

脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数の見直しが行われ、2021年4月から（同4月以降に年金の加入期間がある場合）、支給上限月数は現行の36カ月（3年）から60カ月（5年）に引き上げられます。

⑪ 労働保険（労災保険、雇用保険）

法人経営の場合は強制適用。常時5人未満の従業員を使用する個人経営は任意加入であるが、労災保険、雇用保険への加入が必要。

8

技能実習生の保護と罰則規定

(1) 技能実習生の保護

技能実習法では、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する罰則規定が定められています。また、技能実習生に対する母国語による相談や情報提供等、転籍の連絡調整を行うこととされています。

(2) 罰則規定等

罰 則	監 理 団 体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為（46条）	労働基準法に同様の規定あり （5条）
6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	②違約金等を定める行為（47条1項） ③貯蓄金を管理する契約を締結する行為 （47条2項）	労働基準法に同様の規定あり （16条・18条1項）
	④旅券等を保管する行為（48条1項） ⑤私生活の自由を不当に制限する行為（48条2項） ⑥法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い（49条2項）	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

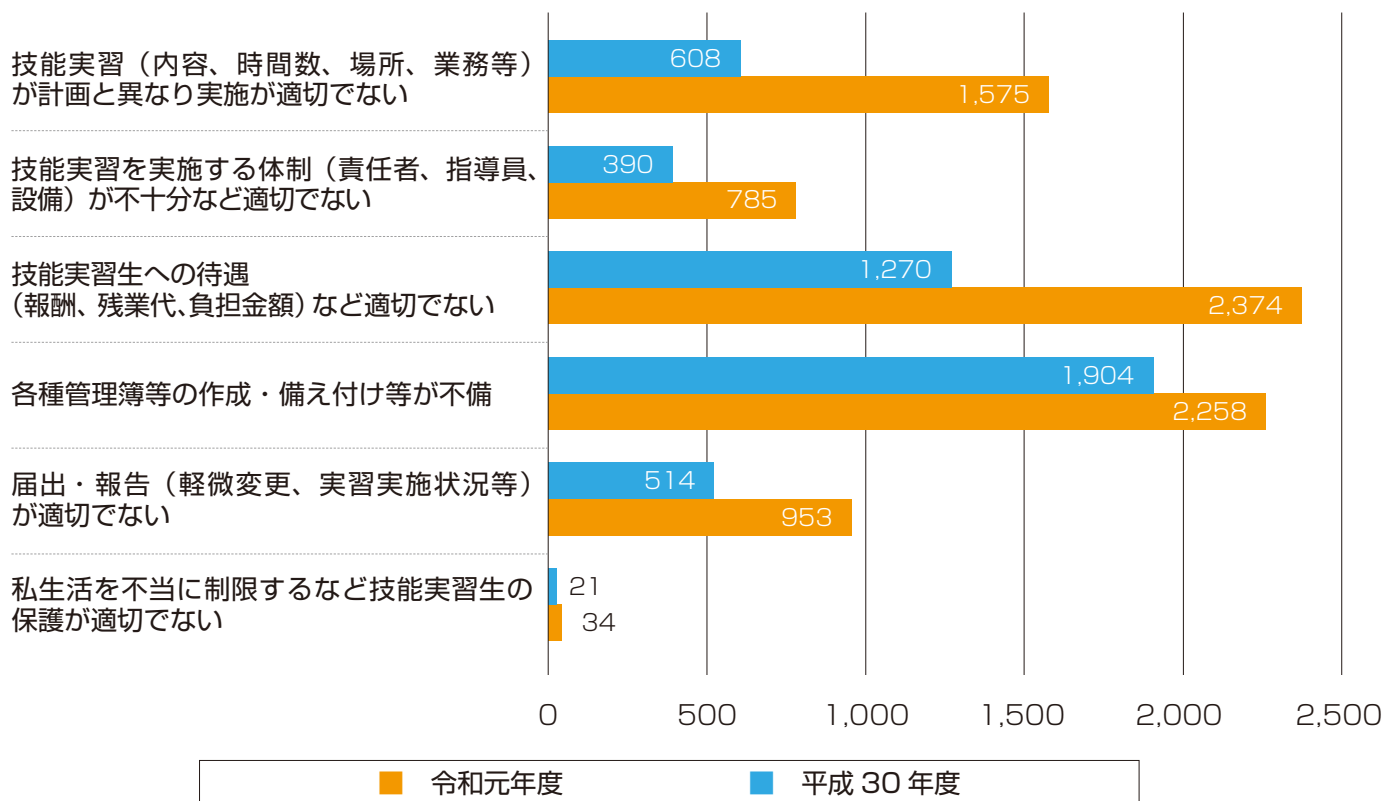
※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

(3) 旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

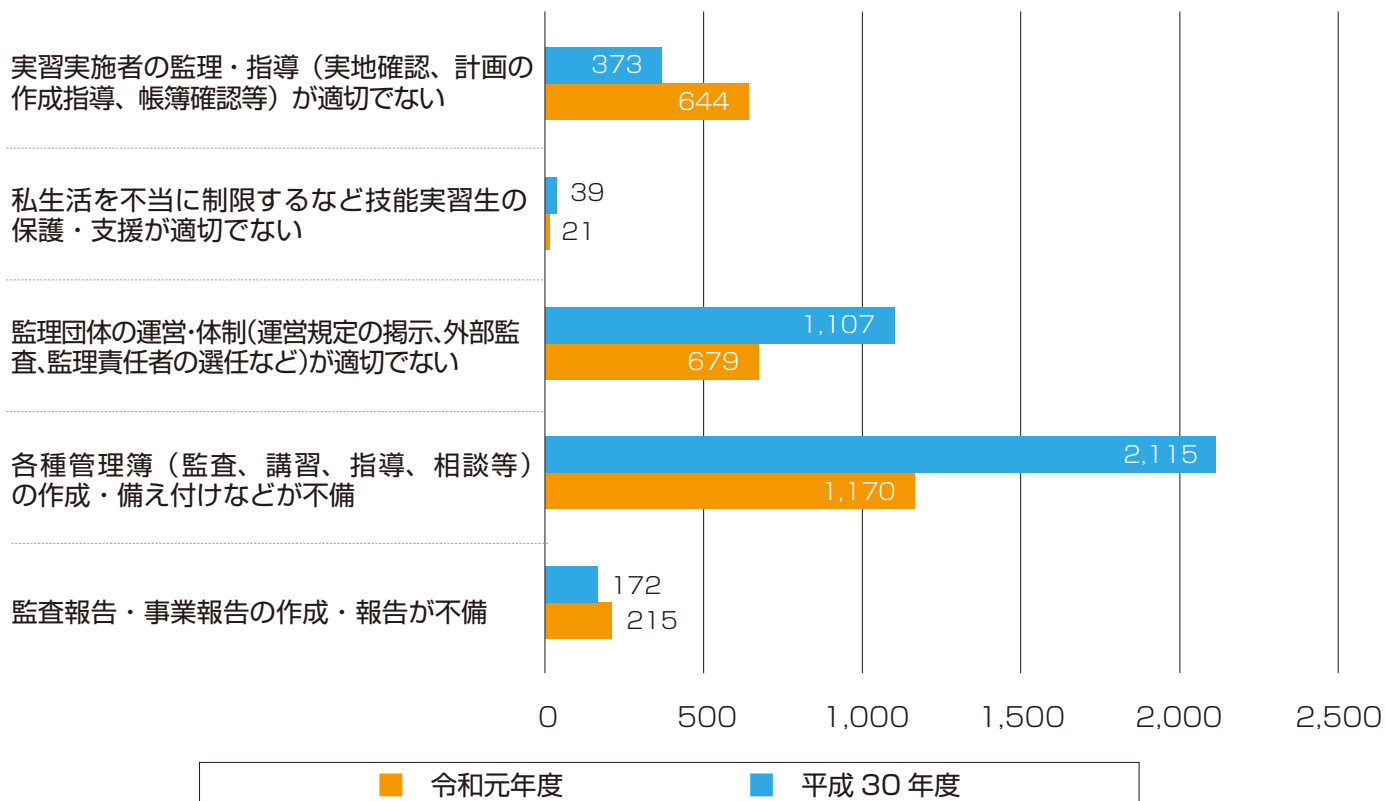
施行日前後にかかわらず、**旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当**し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ① 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、**受入れ停止期間を経過していないもの**が対象
- ② 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

実習実施者における主な違反指摘内容別件数



監理団体における主な違反指摘内容別件数



IV

外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等

全国農業会議所では、平成27年度から3年間「外国人技能実習生受入れ機関適正化支援事業」（農林水産省補助事業）を実施しました。

同事業で収集した、現地調査における優良な事例を紹介します。

今後は、「農業技能実習事業協議会」等で優良事例を収集して共有し、国内外へ公表していきます。

1 現地調査による優良事例（抜粋）

現地調査対象の実習実施者は、技能実習生の受入れにやりがいを感じ、いずれも技能実習生には日本人と同様に接し、外国人であることに配慮して寛容に接することが、共通した考え方であった。現地調査項目別の優良な取組は以下のとおり。

(1) 技能移転の取り組み

技能実習生の母国の農業は、農産物の生育・収穫に対して細やかな神経を配っていないことに気づき、パッションフルーツはつたの扱い方一つで果実が傷つくことから、「農産物は商品」との意識で丁寧に指導した。技能実習生は農産物の商品価値や農作業の繊細さを理解した。（沖縄）

(2) 法令遵守の取り組み

実習実施者が、技能実習生への周知が必要な技能実習計画・労務管理の資料等を、技能実習生ごとに日本語と母国語のベトナム語に翻訳し、ファイルに整理し同機関に備え付け、技能実習生に周知していた。（九州）

(3) 労働時間の相互管理

実習実施者が、出勤簿を食堂付近に設置し、技能実習生が忘れずにサインできるよう配慮している。1日の終業時には、出勤簿を使用者と技能実習生の双方で確認していた。（北陸）

(4) モチベーションの向上

実習実施者が、実習現場において日本人と同等に接し、良い点は褒めることや、日本語能力向上に伴う資格取得や仕事への活用など、技能実習生のモチベーション向上に努めていた。（関東）

(5) 実習、生活両面についての技能実習生と実習実施者との相互確認

監理団体がチェックシートにより、巡回時等に実習実施者・技能実習生の双方が、実習・生活両面の注意事項について確認を行い、法令遵守等について自覚を促している。（九州）

(6) コミュニケーションの向上

実習実施者が、私生活面で実習後に技能実習生の相談に応じたり、技能実習生が子息の結婚式へ参加するなど、技能実習生の人権に配慮して、技能実習生のモチベーション向上に努めている。（北海道）

(7) 認識の共有と実習環境の改善

技能実習制度の趣旨を理解し、適切な運用を図るため、監理団体・実習実施者それぞれにおいて認識を共有し、制度の適正運用や実習環境等の工夫・改善に努めている。（共通）



新たな外国人材受入れ制度（特定技能）

2019年4月1日から施行されている、新たな受入れ制度「特定技能」について、以下の通り解説します。農業分野では、特定技能1号のみが施行されますが、多くの技能実習修了者からの移行が見込まれています。

■ 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	特定技能制度 (改正出入国管理法)
在留資格	「技能実習」→ 実習目的	「特定技能1号」→ 就労目的
在留期間	最長5年 ※4年目の実習（第3号技能実習）を開始する前又は開始後1年以内に、1ヶ月以上帰国させる必要	通算で5年 (在留期間中の一時帰国可)
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業のうち「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 畜産農業のうち「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工・販売の作業の実習も可能	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業全般 畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬・陳列・販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」（一定の専門性・技能が必要） ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等 派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

※農林水産省資料より抜粋

IV

農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要

■ 「技能実習1号（1年目）」から「技能実習2号（2・3年目）」及び「技能実習3号（4・5年目）」へ移行するためには、（一社）全国農業会議所が実施する「農業技能実習評価試験」の「初級」及び「専門級」を受験し、合格しなければなりません。また、技能実習2号や同3号の修了時にも、「専門級」や「上級」の受験が義務化されました。

試験実施機関	（一社）全国農業会議所						
対象職種・作業 （2職種6作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農業……「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・ 畜産農業……「養豚」「養鶏」「酪農」 						
試験の方法と基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験科目……学科試験及び実技試験からなります。 ・ 使用言語……全て日本語で行います。初級、専門級、上級試験は、口語体ひらがな、分かち書き（語と語の間を開けた書き方）で、ヘボン式ローマ字（初級のみ）を併記します。初級のみ試験問題を読み上げます。 ・ 試験場……技能実習生の居住地等を勘案して決定します。 						
受験の申し込み	外国人技能実習機構に「受験申請連絡票」を提出してください。 （様式は外国人技能実習機構のホームページからダウンロードできます）						
受験料 （毎年度当初に決定）	15,400円（学科試験5,100円、実技試験10,300円）。なお、再試験に際しては、受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。						
合格者等の決定	受験者に対しては試験結果通知書、合格者に対しては農業技能実習評価試験合格証明書を交付します。不合格者から希望があれば、学科試験、実技試験の再試験を1回に限り行います。						
欠席者の取り扱い	欠席の理由が健康上等、全国農業会議所が認めた場合に限り再試験を行います。						
試験問題 （初級、専門級、上級）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科問題……農作業における作物栽培管理、畜産管理、安全衛生等について、初歩的（初級）、基本的（専門級）、一般的（上級）な知識を有しているかを問います。 ・ 実技問題……各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできることを求めます。 						
	試験問題	耕種農業			畜産農業		
		施設園芸	畑作・野菜	果樹	養豚	養鶏	酪農
	学科	（耕種・畜産共通）日本農業一般（日本の地理、日本の栽培作物・畜産）					
		耕種農業一般・安全衛生			畜産農業一般・安全衛生		
実技	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 環境管理 4. 資材・装置の取扱 5. 栽培に関する作業 6. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 資材の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 種子・苗木の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	1. 器具の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	

■ 詳しくは、全国農業会議所ホームページを参照ください。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 外国人技能実習機構 電話：03-6712-1523（代）

■ 監理団体部（監理団体の許可に関すること） 電話：03-6712-1923

■ 地方事務所・支所（技能実習計画の認定に関すること）

※【 】内は担当区域

● 札幌事務所【北海道】	電話：011-596-6470
● 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	電話：022-399-6326
● 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】	電話：03-6433-9211
● 水戸支所（東京事務所）【茨城県】	電話：029-350-8852
● 長野支所（東京事務所）【新潟県、長野県】	電話：026-217-3556
● 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	電話：052-684-8402
● 富山支所（名古屋事務所）【富山県、石川県、福井県】	電話：076-471-8564
● 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	電話：06-6210-3351
● 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	電話：082-207-3123
● 高松事務所【徳島県、香川県】	電話：087-802-5850
● 松山支所（高松事務所）【愛媛県、高知県】	電話：089-909-4110
● 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】	電話：092-710-4070
● 熊本支所（福岡事務所）【熊本県、宮崎県、鹿児島県】	電話：096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 一般社団法人 全国農業会議所 電話：03-6910-1125

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

● 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	電話：011-330-8809
● 東北農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：022-221-6217
● 関東農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：048-740-0394
● 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：076-232-4238
● 東海農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：052-223-4620
● 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：075-414-9055
● 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：086-224-8842
● 九州農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：096-300-6375
● 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	電話：098-866-1628
● 農林水産省経営局就農・女性課	電話：03-6744-2162

■「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

外国人技能実習機構 コールセンター 03-3453-8000、(公財)国際人材協力機構 電話03-4306-1100 (代)

■「農業技能実習評価試験」、農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは
一般社団法人 全国農業会議所 電話 03-6910-1125 ginoujissyu@nca.or.jp



中小企業連携組織対策推進事業

令和4年度予算額 6.0億円 (6.1億円)

事業の内容

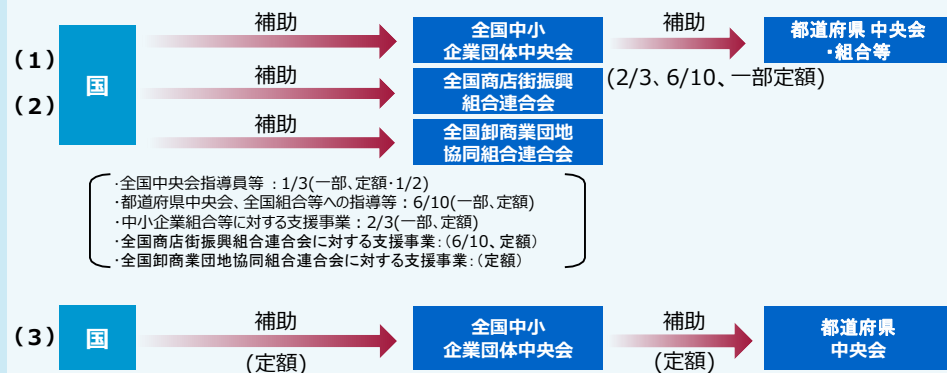
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合を伴走型支援する取組を支援します。
- さらに、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入れを行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 中小企業組合等指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が実施する、中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する、都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等に要する経費を補助します。
- 全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業等に要する経費を補助します。

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業

- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を伴走型支援して、マニュアルの策定や販路開拓等の取組を行うために要する経費を補助します。また、取引力等を強化する取組に要する経費を補助します。

【取組事例】

学校給食主食加工委託事業での間接部門集約化と オンライン受注システムの構築 (滋賀県学校給食協同組合)

- ファックスや電話にて行っていた、学校～給食センター～組合員間の受発注を、新たに構築したネットワークシステムに集約。データの一元化による生産管理や在庫管理の精度向上、経営合理化に取り組んだ。
- その結果、作業工数 (77.3%減)、システム維持コスト・印刷コスト (各50%減) を実現。

(3) 外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合 (監理団体) 等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に要する経費を補助します。

いばらきけんこくさいこうりゅうきょうかい がいこくじんそうだん
茨城県国際交流協会 外国人相談センター

TEL 029-244-3811

日本での生活全般について問題が解決できるように、外国人の相談を受け付けます。

内容

法律、労働、結婚、教育、ほか生活全般

言語

日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・シンハラ語 ほか

受付

毎週 月～金曜、8:30～17:00 まで ※祝祭日は休み

方法

電話または面接など（相談料は無料、秘密は守ります）

日時

協会の相談員が曜日ごとに受けます

月（げつ）	火（か）	水（すい）	木（もく）	金（きん）
日本語 英語 そのほか				
ベトナム語 中国語 13:30-17:00	韓国語 スペイン語	タイ語 中国語 ベトナム語	ポルトガル語 タガログ語 インドネシア語	タイ語 シンハラ語 13:30-17:00

※ほかの言語は、相談員が翻訳機器を使うなどします。

場所

〒310-0851 水戸市千波町 後川745 茨城県国際交流協会 内

弁護士による無料法律相談

月に2回、無料の弁護士相談ができます。場所は茨城県国際交流協会（水戸市）です。
 ※事前に予約が必要。外国人相談センターに連絡してください。

外国人支援のための情報

メディカルハンドブック 病院でコミュニケーションができるように、簡単な会話表現、病気や症状などが日本語と一併に書いてあります。ベトナム語版の例→

災害時マニュアル 地震・台風・洪水・原子力事故発生時の身の守り方、避難の注意点などが書いてあります。（15言語版あります）インドネシア語版の例→

いばらきけんこくさいこうりゅうきょうかいホームページ
 茨城県国際交流協会 HP

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/>

日本語のほか、英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語版のHPがあります。



Mục lục 目次

I. QUẢN LÝ TÀN BỆNH VIỆN 現在の受付にて..... 04

II. KHOA KHÁM BỆNH 診療科について..... 05-07
 (1) Chỉ dẫn chung cho từng bộ phận theo các triệu chứng
 (1) 症状による診療科のたいいの目安 05-06
 (2) Danh sách các khoa khám bệnh (2) 診療科の名称一覧 06-07

III. CÁC CÂU HỎI KIỂM TRA KHAM BỆNH 問診 08-10

IV. TÌNH TRẠNG BỆNH HIỆN TẠI 現在の症状 11-18
 (1) Triệu chứng phát bệnh (1) 発症時 11
 (2) Triệu chứng bệnh chung toàn cơ thể (2) 全身の症状 12-13
 (3) Triệu chứng bệnh từng vị trí cụ thể (3) 部位別の症状 12-18
 ■ Triệu chứng ở Đầu ■ 頭の症状 12
 ■ Triệu chứng ở Mắt ■ 目の症状 12
 ■ Triệu chứng ở Tai ■ 耳の症状 12-13
 ■ Triệu chứng ở Mũi ■ 鼻の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Miệng ■ 口の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Cổ họng ■ 喉の症状 13
 ■ Triệu chứng ở Cổ ■ 首の症状 14
 ■ Triệu chứng ở Ngực ■ 胸の症状 14
 ■ Triệu chứng ở Thắt lưng ■ 腰の症状 14
 ■ Triệu chứng ở các bộ phận khác (4) 異なる部位の症状 15
 ■ Triệu chứng ở Bộ phận tiết niệu ■ 泌尿器の症状 15
 ■ Triệu chứng ở Hô hấp ■ 呼吸器の症状 15-16
 ■ Triệu chứng ở Huyết áp, Mạch máu, cơ bắp ■ 血圧・神経・筋肉の症状 16
 ■ Triệu chứng về Tinh thần ■ 精神の症状 16-17
 ■ Triệu chứng về da liễu ■ 皮膚の症状 16-17
 ■ Triệu chứng bệnh phụ khoa ■ 女性の症状 17
 ■ Triệu chứng bệnh của trẻ em ■ 子どもの症状 17
 ■ Triệu chứng về Thưng ■ けがの症状 18

Mục lục / 目次

だれ のこ びょうき
誰ひとり残さず コロナの病気に ならないように しましょう

注意してください：会社等の寮の浴室はよく換気、寝具・衣類は自分用のみ、食事は少人数で静かに

COVID-19 いろいろな国のことばでの説明 厚生労働省のサイト <https://www.c19.mhlw.go.jp/>



グローバルな
力が、企業の
未来を拓く

外国人材と企業を結ぶ 茨城県外国人材支援センター

茨城県では、「茨城県外国人材支援センター」を新設しました。当センターには、専門のアドバイザーが常駐しており、県内での就労を希望する外国人（留学生を含む）と県内企業との就職マッチング支援、外国人材を雇用したい企業への各種支援、セミナーの開催、専門家派遣などの支援を行っています。



外国人採用でこんなお悩みありませんか？

- ① 外国人材を雇用したい
- ② 特定技能制度を活用したい
- ③ 雇用のミスマッチングを避けたい
- ④ 求人情報の掲載、求職者情報の閲覧
- ⑤ 外国人材の定着支援を受けたい
- ⑥ 行政書士の支援を受けたい

企業の抱える
課題を解決します

くわしくは裏面をご覧ください

- 💡 行政書士による無料相談会の開催
- 💡 専門アドバイザーによる企業支援
- 💡 外国人雇用の受け入れや体制の整備に関する各種支援 など



茨城県外国人材支援センターでの登録について

茨城県外国人材支援センターは、外国人材を雇用している、これから雇用したい、雇用を検討したいという県内の企業・団体組合・介護施設などの事業者の皆様の登録をお待ちしています。また、留学生が在籍する、日本語学校、専門学校、大学・短大などの教育機関の登録エントリーも受け付けております。登録エントリー方法はホームページをご覧ください。アドバイザーが訪問し、ニーズに合う支援を行います。



専門アドバイザーによる支援

専門アドバイザーによる各種支援を実施しております。

- ・茨城県内に就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援
- ・企業向け各種セミナーの実施
- ・「集中支援企業」(ロールモデル企業の育成)への支援
- ・茨城県で就労した外国人材の帰国後の就職支援
- ・企業向けの外国人材受け入れ環境コンサルティング支援
- ・介護事業所向けの支援

登録エントリー及び専門家派遣、無料相談につきましては、センターへお気軽にご相談ください。

行政書士による無料相談会の開催

毎週火曜日に相談会を開催しております。(ただし、第5火曜日は開催いたしません)

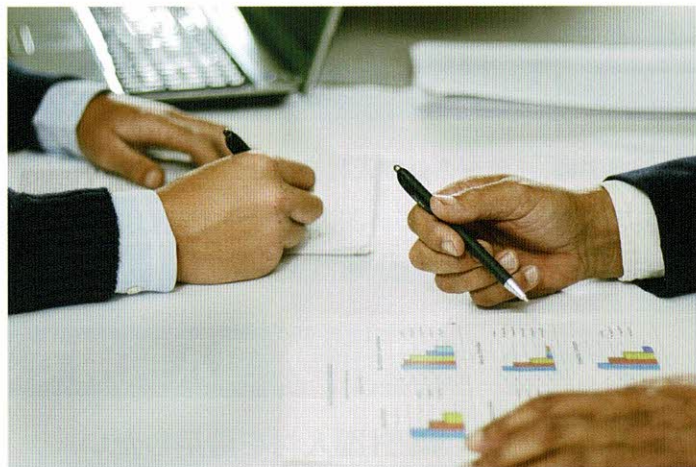
相談は予約制です。あらかじめセンターへご連絡ください。

相談時間は1社30分～60分程度です。

相談料は無料、秘密厳守いたします。お気軽にご相談ください。

こんなご相談に対応します

- ・外国人を雇用したい
- ・雇用事業主として必要な心構え
- ・雇用する方法が分からない
- ・雇用に関する各種助成 など
- ・ビザの更新方法や種別



茨城県外国人材支援センター

TEL. 029-239-3304 FAX. 029-239-3305



茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階

9:00～17:00(土日祝祭日及び年末年始を除く)

E-mail: info@ifc.ibaraki.jp ホームページ: <https://ifc.ibaraki.jp>



外国人からの生活全般に関する相談はこちら

(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター

相談専用TEL. 029-244-3811(平日は受付8:30～17:00)

茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階

外国人相談センターでは、日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・その他の言語で、外国人の皆さんの法律、労働、結婚、教育など、生活全般についての相談受付をしています。

※相談できる言語は曜日によって異なります。

7 外国人材活用強化・多文化共生事業

- ・栃木県内の外国人住民数は令和3(2021)年12月末現在で41,670人(2年連続で減少)
- ・外国人労働者数は令和3(2021)年10月末現在で29,236人と過去最高を更新
- ・平成31年に創設された在留資格「特定技能」は令和4(2022)年3月現在で1,323人

県内で暮らす
外国人は今後も
増加する見込み



とちぎ外国人材活用促進協議会

企業等（製造業、農業、建設業、介護、サービス業等）によるプラットフォーム

市町、教育委員会、国際交流団体、栃木労働局等の関係機関や企業等との連携の下、外国人材の適切な活用のための諸課題について検討し、情報を共有することにより、県内企業等の適切な受入れを支援する。

企業・事業者等
(外国人受入れ機関)

市町・教育委員会・
国際交流団体等

専門家
(弁護士・行政書士等)

登録支援機関
技能実習監理団体

業界団体・
教育機関・金融機関

国の機関
(入管・労働局・JETRO)

外国人材
コーディネーター
(総合的な相談対応)



人材面で企業等を支える

グローバル人材の確保

- ・合同企業説明会の開催(県内、県外(オンライン)、バトナム)
- ・キャリアセンター職員向け企業説明会の開催

技能実習や特定技能等に関する
セミナーの開催

多文化
共生の
推進

外国人材等の受入体制の整備

外国人向け相談窓口、企業向け相談窓口の運営

多文化共生の地域力向上

フォーラムの開催、市町等の職員に対する研修等

地域日本語教育の体制づくり

連携調整会議の開催、日本語教育コーディネーターの配置、オンラインによる日本語学習支援(新規)等



令和4（2022）年度 多文化共生関連施策

－外国人住民が地域の担い手となる社会の実現－

外国人の日本語能力の向上

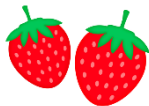
- 連携調整会議の開催、日本語教育コーディネーターの配置
「栃木県地域日本語教育連携調整会議」の開催や日本語教育コーディネーターの配置
- 日本語学習支援者を対象とした研修事業
県内の地域や企業等において、日本語学習を支援したいと思っている方や既に活動している方等を対象に研修会を開催
- オンラインによる日本語学習支援 **NEW!**
オンラインで日本語教育を行うための支援者等に対する支援
- 多言語による日本語教室の情報提供

外国人支援を担う人材の育成

- 「多文化共生」実務者対応力向上事業
市町、市町国際交流協会の職員等を対象とした、多文化共生や災害時の外国人支援に関する研修を実施
- 生活者としての外国人を支援するボランティアの育成
（災害時外国人サポーター、トランスレーター、やさしい日本語普及員）
- 外国人キーパーソンの発掘・育成

外国人の地域社会参画の促進

- とちぎ多文化共生フォーラムの開催
多文化共生に係る県民意識の更なる向上を図るための「とちぎ多文化共生フォーラム」を開催
- 市町や民間団体等を通じた地域活動への参加促進
- グローバル人材確保支援事業
県内・県外(オンライン)・海外(ベトナム)での合同企業説明会、キャリアセンター職員向け企業説明会



多言語による情報提供の推進

- 「とちぎ外国人相談サポートセンター」の運営
- 「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」の運営
- 多言語による生活情報の提供

外国人材の受入環境の整備促進

- 「とちぎ外国人材活用促進協議会」の運営
県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するため、企業や関係団体等で構成する協議会の運営
・総会、部会（製造・農業・介護・建設・サービス（宿泊）業）の開催
- 「企業向け外国人材雇用等相談窓口」の運営
- 「外国人材コーディネーター」の配置
企業や技能実習監理団体、海外の送り出し機関などから情報収集を行い、外国人材の雇用に取り組む企業の支援を実施

とちぎ外国人相談サポートセンター
Tochigi Consultation and Support Center
for Foreign Residents

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町9-14 とちぎ国際交流センター内
Tochigi International Center, 9-14 Honcho, Utsunomiya-shi, Tochigi-ken 320-0033

TEL 028-627-3399

(9:00AM ~ 4:00PM, 火曜日/Tue ~ 土曜日/Sat)

運営：公益財団法人栃木県国際交流協会
operated by Tochigi International Association (TIA)

「とちぎ外国人相談サポートセンター」

「わたしの避難カード」(9言語)

Hãy cho xem trong trường hợp cần thiết. **必要なとき、お見せください。**

やさしい日本語で、ゆっくりに話してください。
Yasashii Nihongo de Yukkuri Hanashite Kudasai
(Hãy dùng tiếng Nhật dễ hiểu và xin nói chậm lại)

避難所に連れて行ってください。
Hinango ni Sureteitte Kudasai
(Hãy đưa tôi tới nơi lánh nạn)

発行：平成31年11月20日(2020年11月20日)
Tỉnh Tochigi và Hiệp hội giao lưu quốc tế tỉnh Tochigi (TIA)

栃木県・公益財団法人栃木県国際交流協会(TIA)
(TEL 028-621-0777)

わたしの避難カード
災害が起きたときに、自分を守るためのカードです。
・実際に災害が起こったら、「？」と話しながら読んでください。
・必要なことを書いて、いつか使っていてください。

「わたしの避難カード」(9言語)

「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」

外国人のための 新型コロナウイルス 相談ホットライン
Hotline for Foreign Residents

028-678-8282 (09:00-24:00) 24時間

English	Tiếng Việt	中文
Tagalog	Português	Español
한국어	ภาษาไทย	ភាសាខ្មែរ
မြန်မာစာ	Bahasa Indonesia	ភាសាខ្មែរ
日本語	Moroccan arabic	Bahasa Melayu
Русский язык	Deutsch	Français
Italiano	印地	

外国人のための医療情報ハンドブック(多言語版)
Medical Handbook for Foreigners

外国人の医療情報年報
Manual de Informação Médica para os Estrangeiros

外国人のための医療情報ハンドブック
Handbook of Medical Information for Foreigners

外国人のための医療情報ハンドブック
Handbook of Medical Information for Foreigners

外国人のための医療情報ハンドブック
Handbook of Medical Information for Foreigners

「医療情報ハンドブック」(9言語)

とちぎ国際交流センター

栃木県
TOCHIGI PREFECTURE

とちぎ外国人材 検索



公益財団法人 栃木県国際交流協会
Tochigi International Association

長野県内の企業・団体の皆さまの

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには
どうすればいいのだろうか・・・

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう・・・

外国人留学生を
採用するときの
注意点は？

新型コロナウイルスの
影響に対する支援策は
ありますか？

新しい在留資格の
『特定技能』って
どんな資格？



こんなときは、まずはお気軽にご相談ください

専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

令和3年1月13日
開所！

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00~16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





FAX 026-217-1472

**長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。
申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

事業所名	ふりがな
業種	
所在地	
相談者 部署・氏名	ふりがな
連絡先電話番号	
相談内容	

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

長野県外国人材受入企業サポートセンター

〒380-0836

長野市大字南長野南泉町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp